美唄市農業ビジョン(第 3 次)

計画期間：令和 3 年度(2021 年度) ～ 令和 7 年度(2025 年度)

令和 3 年(2021 年)3 月

美　　唄　　市

目　　次

第１章　ビジョンの策定の基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
1　策定の目的
2　ビジョンの性格
3　計画期間

第２章　美唄市農業・農村の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
1　美唄市農業の特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
2　美唄市農業の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
(1) 農業経営基盤の状況
(2) 消費者に信頼される産地としての取組状況

第３章　美唄市農業の主要課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
1　美唄市農業を取り巻く社会経済情勢　・・・・・・・・・・・・・・・・　20
(1) グローバル化の一層の進展
(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組の広がり
(3) 人口減少とライフスタイルの変化
(4) 社会全体のデジタル化の進展
(5) 新型コロナウイルス感染症への対応
(6)「田園回帰」の意識の高まりと関係人口の裾野の広がり
(7) 自然災害リスクの高まり
2　美唄市農業の主要課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
(1) 農業経営の体質強化
(2) 農産物の販路拡大・付加価値向上
(3) 担い手の育成・確保
(4) 農業生産基盤の整備等
(5) 食の安全・安心への関心の高まり
(6) 活力ある農業・農村づくり

第４章　目指す姿・基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
1　美唄市農業の目指す姿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
2　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
基本方針１　強い農業経営基盤づくり
基本方針２　消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり

第５章　農業・農村施策の展開方向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
基本方針１　強い農業経営基盤づくり
1　農業所得の向上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
(1) 基幹作物等の安定生産
(2) 輪作体系の検証・確立

(3) 新たな高収益作物の導入
(4) 美唄産農産物・食品ブランド力の向上・販路拡大
(5) 農商工連携・６次産業化の促進
(6) 農産物の輸出

2 生産基盤の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
(1) 農業生産基盤の整備
(2) 農業水利施設等の長寿命化
(3) スマート農業技術の検証・普及

3 多様な担い手と労働力確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
(1) 家族経営など担い手経営体質の強化
(2) 経営感覚を備えた農業経営者の育成
(3) 新規就農者の育成・確保
(4) 優良農地の確保と適切な利用促進
(5) 農業法人の育成・強化
(6) 農作業受託組織の育成・強化
(7) 女性農業者の育成
(8) 多様な人材の受入と働きやすい環境づくり

基本方針２ 消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり
1 地産地消と都市と農村の交流促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
(1) 関係人口の創出・拡大
(2) 食や農業・農村の理解促進
(3) 地産地消の取組
(4) 食農教育の推進・実践
2 環境と調和した農業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
(1) 安全・安心な農産物の生産
(2) 環境保全効果の高い営農活動の促進
(3) 雪冷熱エネルギーの活用
(4) 鳥獣による農作物等被害防止対策の推進
3 農村環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
(1) 多面的機能の発揮促進
(2) 中山間地域における農業生産活動の維持

第６章 推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
1 農業者・地域の農業者団体
2 消費者や教育・観光関係者
3 農業関係団体・事業者
4 美唄市

統計資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第１章　ビジョンの策定の基本的考え方

１　策定の目的

〇本市の農業は、先人のたゆみない努力により、厳しい気象条件を克服し、豊かな自然と広大な土地を生かして、本道有数の食料供給地域として、安全・安心な農産物を安定的に生産・供給しています。

〇さらに、これまで地域の特色を活かして発展してきた食品関連事業者と堅く結びついて、地域経済を支える基幹産業となっているほか、国土保全や景観維持などの多面的機能を発揮しており、本市の重要な財産となっています。

〇本市では、平成 28 年度（2016 年度）にスタートした「びばい未来交響プラン」後期基本計画を基本に令和 2 年度（2020 年度）へ向けた美唄の農業・農村の目指す方向を取りまとめ、農業振興施策を推進してきました。

〇現在、農家戸数の減少、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷、生産資材の高止まりなど、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、これに伴う農村コミュニティの活力低下、ＴＰＰ11 協定などによる経済のグローバル化、災害の大規模化、鳥獣被害などのほか、新たに新型コロナウイルス感染症対策としてのデジタル改革やグリーン社会の実現など、多様な課題に対応する必要があります。

〇このように農業をめぐる状況が転換点にさしかかっている中、こうした課題に対応し、本市農業が地域経済を支えるリーディング産業として更に発展して、安全・安心な農産物の生産・供給や多面的機能の発揮といった本市農業に期待される役割を果たしていくには、農業生産基盤整備のほか、市民や関係人口を含めた多様な人材が活躍できる環境を整え、ニーズに応じた生産性の高い農業を展開するとともに、こうした農業・農村の機能が市民に理解されるよう、関係する施策を計画的かつ総合的に推進していくことが必要となっています。

〇こうした観点から、本市農業・農村が持続的に発展していく将来像を「目指す姿」として示した上で、その実現に向けた施策を農業者や消費者、関係団体等と連携して総合的に推進していくための関係者共通の指針として策定するものであります。

2　ビジョンの性格

〇このビジョンは、本市農業の現状や課題を整理するとともに、「第 7 期美唄市総合計画 前期基本計画」（計画期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度））を基に、「ＪＡびばい第 11 次地域農業振興計画」、「ＪＡみねのぶ第 10 次地域農業振興計画」、「ＪＡいわみざわ地域農業振興計画」との整合性を図りながら、今後 5 年間における本市農業の振興に向けて、基本的な方向性や取り組むべき事項を明らかにし、効果的に施策を推進することができるよう、新たな「美唄市農業ビジョン」を策定するものです。

〇このビジョンに基づく施策の推進に当たっては、市はもとより、農業者、農業関係機関・団体などがそれぞれの役割を果たし、連携しながら一体となって取り組むとともに国や北海道に対しても、各種施策に対する支援を求め、総合的な対策を講ずることとします。

3　計画期間

〇美唄市農業ビジョン（第 3 次）の計画期間は、「第 7 期美唄市総合計画 前期基本計画」及び「産業振興計画」と同じ令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間を計画期間とします。

〇なお、社会情勢の大きな変化や上位計画の見直しがあった場合は、ビジョンの内容の見直しを行う場合があります。

＜美唄市農業ビジョン（第 3 次）のイメージ＞

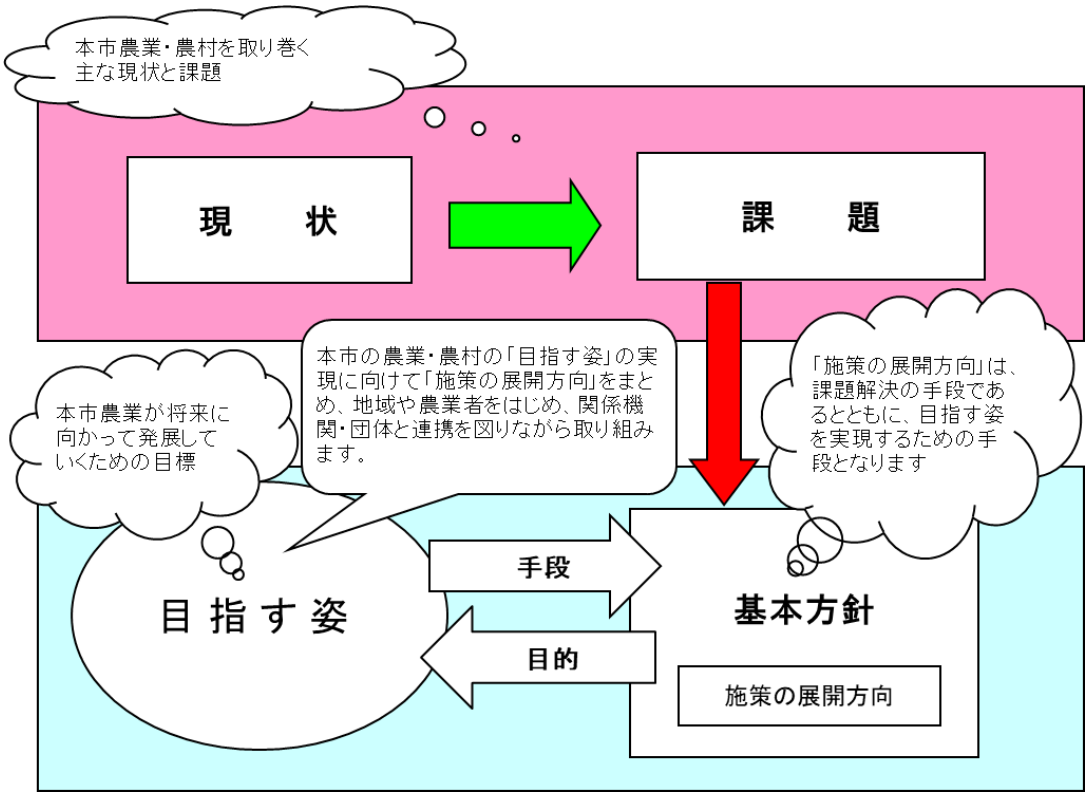

第 2 章　美唄市農業・農村の現状

1　美唄市農業の特性

〇本市は、行政面積の（27,769ha）の 3 分の 1 を占める、広大な農地（9,451 ha）を生かして、本市基幹作物であり全道第 6 位（令和元年度、以下同じ。）の生産量を有する水稲を中心に、小麦（全道第 25 位）、大豆（全道第 5 位）、なたね（全道第 1 位）などの土地利用型作物と、アスパラガス、たまねぎ、ハスカップなどの野菜、果樹や花きなど様々な農産物を生産する道内有数の農業地帯となっています。

〇その農業産出額は、54 億円（平成 30 年（2018 年））となっており、関連産業としては、農産物を原料とする食品加工、肥料・飼料等の生産資材や農業機械、観光・運輸・流通など広範な産業と密接に結びついている中で、特に食料品製造業が本市の製造品出荷額等の 22%（35 億円）を占めていることから、本市農業は他産業への経済波及効果や域外からの需要獲得に大きな役割を果たしています。

〇また、農業の就業者数（平成 27 年（2015 年）国勢調査）は、1,433 人となっており、医療福祉の 1,631 人に次いで 2 番目の地位を占める就業者を雇用していることから、雇用と所得の確保など市民の生活や地域経済を支える基幹産業として、本市の経済の中で重要な位置を占めています。

〇また、国土・自然環境の保全、農村景観の形成、教育や癒しの場の提供など、農業・農村の環境は多面的な機能を有しており、各地域において農業・農村の振興に向けた様々な取組が行われています。

2　美唄市農業の現状

(1) 農業経営基盤の状況

＜総括＞

〇本市農業の現状について、農林水産省が 5 年ごとに実施している農林業センサスなどの数値で比較すると、農地面積の推移は大きく変わらない中で、農家戸数の減少と担い手農家の高齢化が進行し、農地の経営規模が拡大しています。

〇また、国営・道営の農業生産基盤整備事業の実施により、農業の生産性向上の改善が進んでいます。

〇そのような中、国営・道営の農業生産基盤整備事業の事業効果を更に高める観点から、ロボット技術やＩＣＴなど先端技術を活用する農業を導入することで省力化や効率化により、一戸当たりの農業産出額の向上を図るなど、更なる生産性の向上が期待されています。

＜販売農家戸数＞

〇令和 2 年（2020 年）農業センサスの販売農家戸数は 486 戸で、5 年前の平成 27 年（2015 年）販売農家数 593 戸からは 18.0%減少、平成 27 年度から 20 年前の平成 7 年（1995 年）販売農家数 1,209 戸との比較では約 51%減少しています。〔表 1〕

〇販売農家戸数は、今後、令和 2 年（2020 年）と令和 12 年（2030 年）との比較での将来予測は約 19%の減と予測されています。

〇一方、国勢調査結果では本市人口は、平成 7 年（1995 年）33,434 人、平成 22 年（2010 年）26,034 人、平成 27 年（2015 年）23,035 人と推移しており、減少率は 5 年間で 11.5%、20 年間で約 31%となっており、販売農家戸数の減少割合は本市の人口減少よりも大きな減少となっています。

〔表１〕

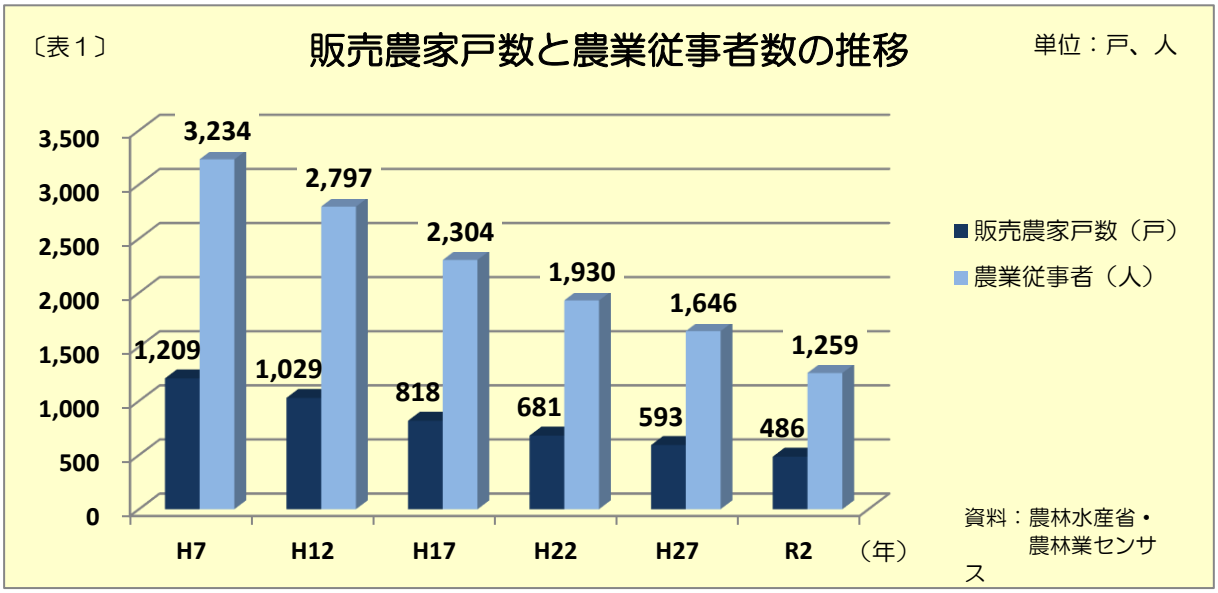

■販売農家戸数の推移と将来予測　　単位：戸、人

	過去の推移							将来予測		
	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	H27/H7	R7 (2025)	R12 (2030)	R12/R2
販売農家戸数	1,209	1,029	818	681	593	486	−51%	458	395	−19%
美唄市の人口	33,434	31,183	29,083	26,034	23,035	未公表	−31%	17,617	15,172	

（資料：総務省「国勢調査」、農林水産省「世界農林業センサス」「農林業センサス」、道総研農業研究本部「2015 農林業センサスを用いた北海道農業・農村の動向予測」「国立社会保障・人口問題研究所　将来推計人口」）

＜農業従事者と平均年齢＞

○販売農家における農業従事者の年齢構成を概ね 10 歳刻みで比較すると、割合が多い階層は、平成 7 年（1995 年）は 50 歳代が 747 人（23.1%）、次いで 60 歳代が 738 人（22.8%）でしたが、令和 2 年（2020 年）は 60 歳代の 391 人（31.1%）が最も多く、次いで 70 歳以上が 276 人（21.9%）となっています。〔表 2〕

○農業従事者の平均年齢は令和 2 年（2020 年）が 58.7 歳となり、上昇が続いていますが、近年、高齢農家の離農もあり 5 年ごとの上昇幅は、やや縮小傾向にあります。〔表 3〕

※農業従事者とは、15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者。

〔表２〕

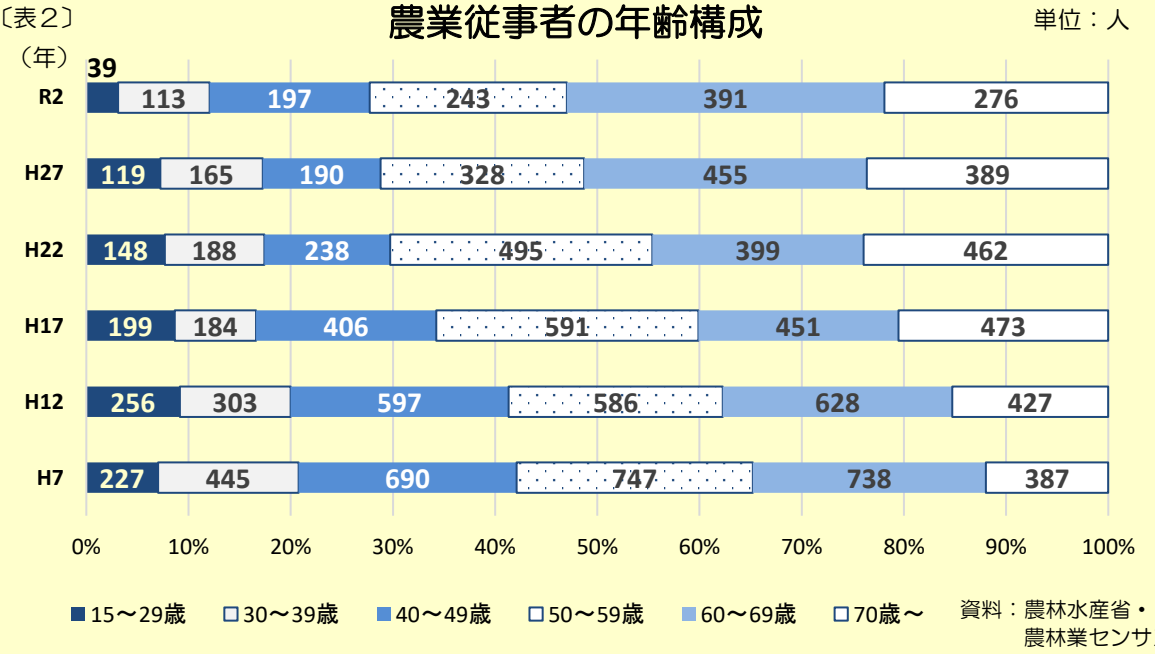

〔表３〕

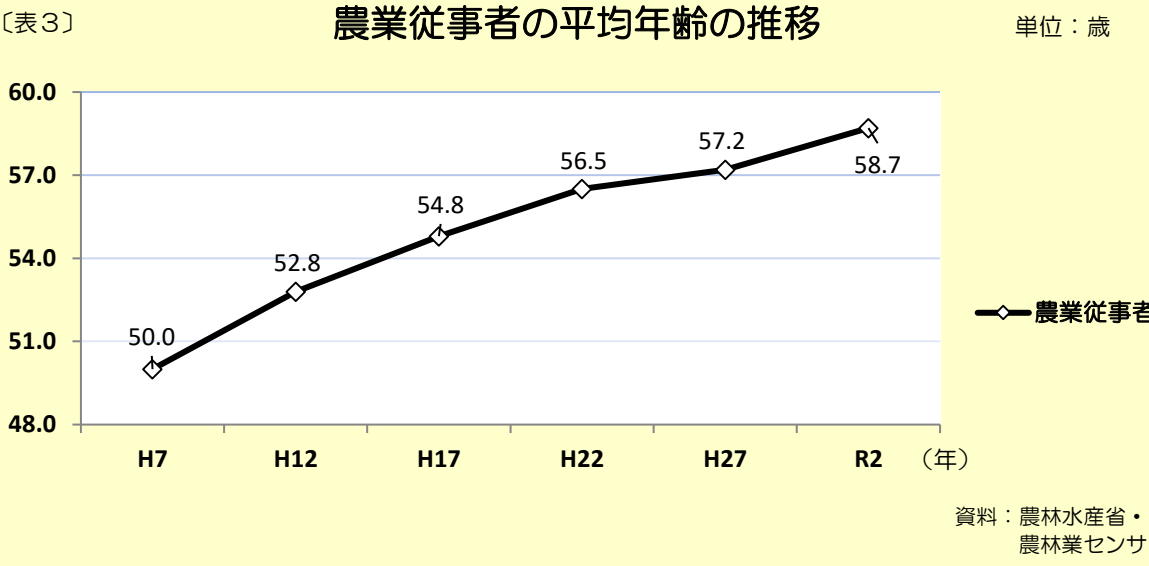

＜担い手＞

〇農家戸数が減少を続ける中、新規学卒やUターンにより毎年平均して 8 人ほどの新規就農があるほか、農業関係以外からの新規参入による就農もあります。〔表 4〕

〇また、地域の担い手として位置づけられている認定農業者は、令和元年度（2019 年度）においては 439 経営体となっています。〔表 5〕

〇このうち、農業法人化している経営体は 49 戸で新規の設立は、平成 28 年（2016 年）の 5 件以降毎年申請件数が減少し、令和元年（2019 年）では 0 件となっています。

〇無人ヘリコプターやコンバインなどによる防除作業や収穫作業を行う農作業受託組織は、令和元年度（2019 年度）にドローンの防除に関する組織が設立され、21 団体が組織化されていますが、近年は横ばいで推移しています。

〔表４〕

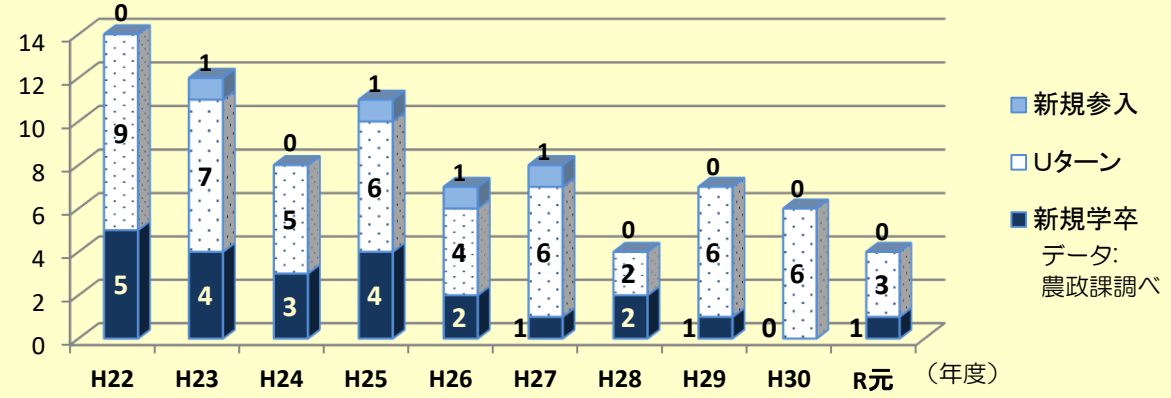

資料：美唄市農政課調べ

〔表５〕

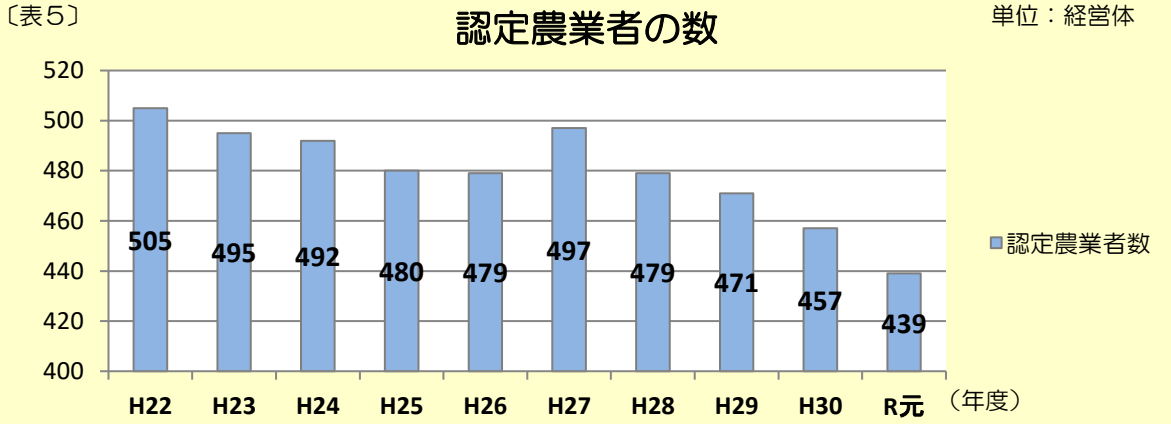

資料：農林水産省・農林業センサス
センサス年以外は美唄市農政課調べ

＜主要農産物の生産状況＞

〇土地利用作物の水稲、小麦、大豆などの作付けが大きな面積を占め、水稲の作付面積は、年々減少し令和元年（2019 年）の作付面積は 3,340 ha で、生産調整（水田の転作率）は約 53.8%～59.6%の間で推移しています。〔表 6〕

〇また、担い手農家の高齢化や農業基盤整備事業の推進等により、アスパラガスやハスカップ等の改植が進まないことや株の老朽化が進行し、アスパラガスやハスカップの作付面積や収穫量が減少しています。〔表 7〕

〇近年、農業基盤整備事業等の推進により、農作業時間の軽減や、余剰労働・ゆとりの創出が生まれ、にんにくや生姜等の付加価値の高い農産物の生産やブランド化を図る農業者の意欲が高まっています。（令和 2 年度「人・農地プランに係る調査」によると、約４割の農業者が「米など農産物のブランド化」を希望すると回答）

〔表６〕

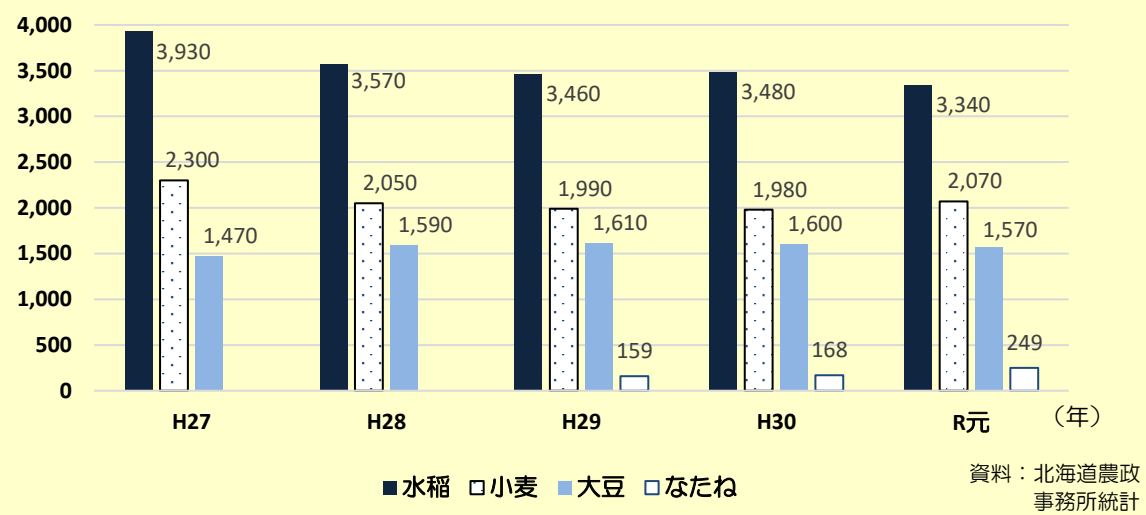

資料：北海道農政事務所統計

〔表７〕

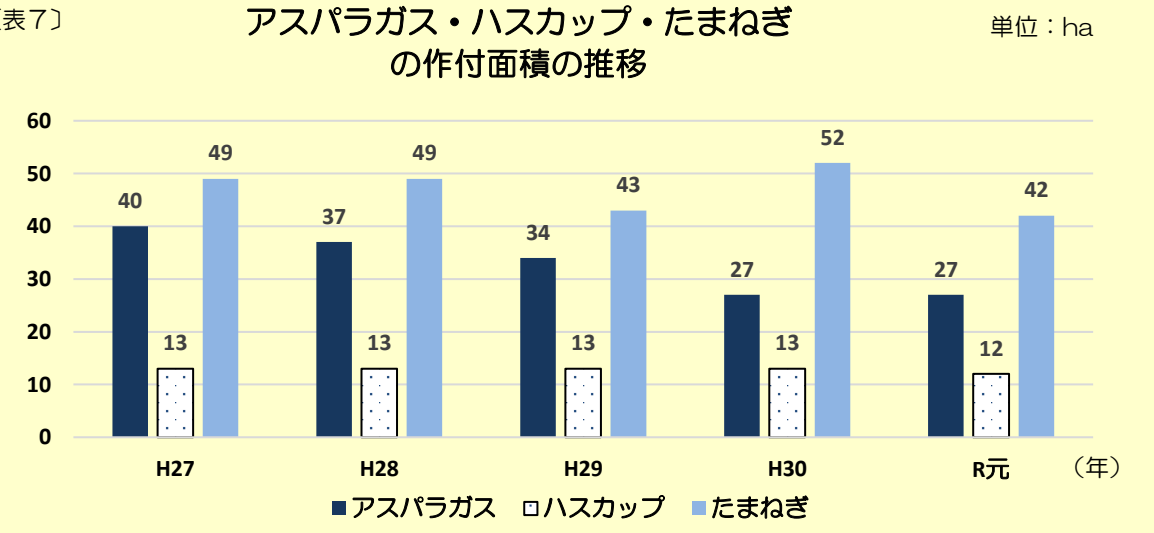

資料：北海道農政事務所統計、
R元たまねぎは美唄市農政課調べ

○水田の地下水位制御システムの整備と組み合わせた直播栽培の導入などを進めており、平成 30 年（2018 年）に直播栽培に適し食味も優れた「えみまる」が新たに優良品種に認定されるなど、直播栽培面積（令和元年度（2019 年度）栽培面積 490ha）が年々増加傾向にあります。〔表 8〕

〔表８〕

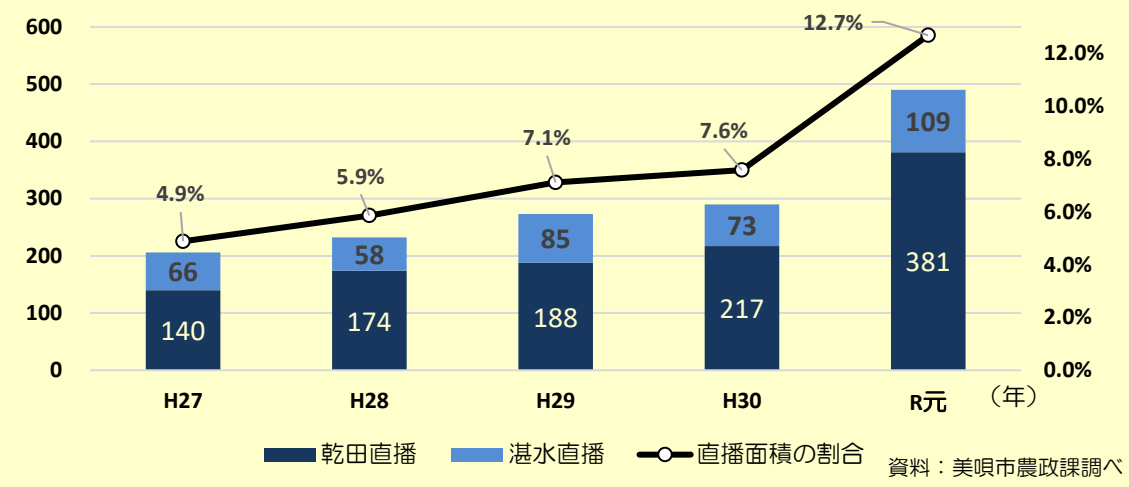

昭和 63 年（1988 年）に設立した「美唄市水稲直播研究会」が中心となって全道に先駆け水稲直播栽培に取り組み、農林水産省北海道農業試験場泥炭地研究室の協力のもとに独自の乾田播種早期湛水直播方式を生み出しました。この取組は道内各地域に広まり平成 9 年（1997 年）にはホクレン夢大賞を受賞しています。

また、近年の担い手の高齢化や経営面積の拡大により、農作業の軽減が見込まれることから、注目されており直播栽培に取り組む農業者が増えています。

令和元年度（2019 年度）栽培面積：490ha、
栽培品種：えみまる（71ha）、さんさんまる（45ha）、大地の星（69ha）、
そらゆたか（199ha）、おぼろづき（44ha）　など

直播栽培（播種状況）

・直播に適した品種
・ななつぼしと同等の食味

＜農業産出額＞

〇本市の農業産出額は平成 26 年（2014 年）では、58.6 億円であったの対し、平成 30 年（2018 年）では、54 億円となっています。

〇平成 30 年（2018 年）の農業産出額は米等が不作であったことから、54 億円となっていますが、過去 5 年間の平均の数値では約 58 億円となっています。

〇作物別では、米が全体の半数以上を占めています。〔表 9〕

〔表９〕

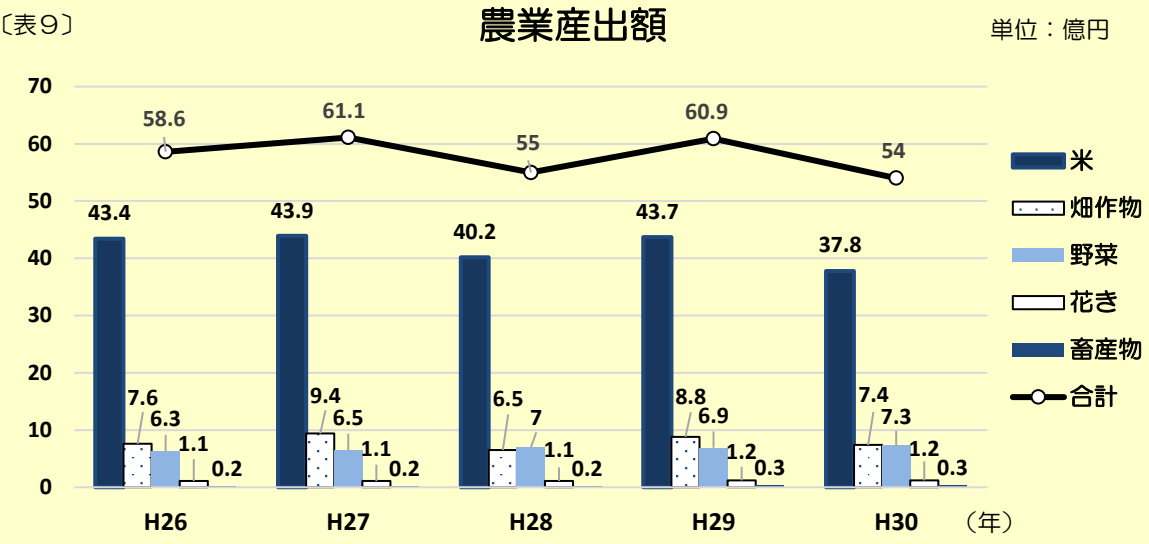

資料：北海道農政事務所統計

＜農産物の輸出＞

〇本市の農産物の輸出状況は、米の香港への輸出が平成 23 年度（2011 年度）に始まり、平成 30 年度（2018 年度）からは順調に伸びており、令和元年度（2019 年度）は、ベトナムや中国（香港も含む）向けにおぼろづき、ななつぼし、きらら３９７を約 77 t 輸出しています。〔表 10〕

〔表１０〕

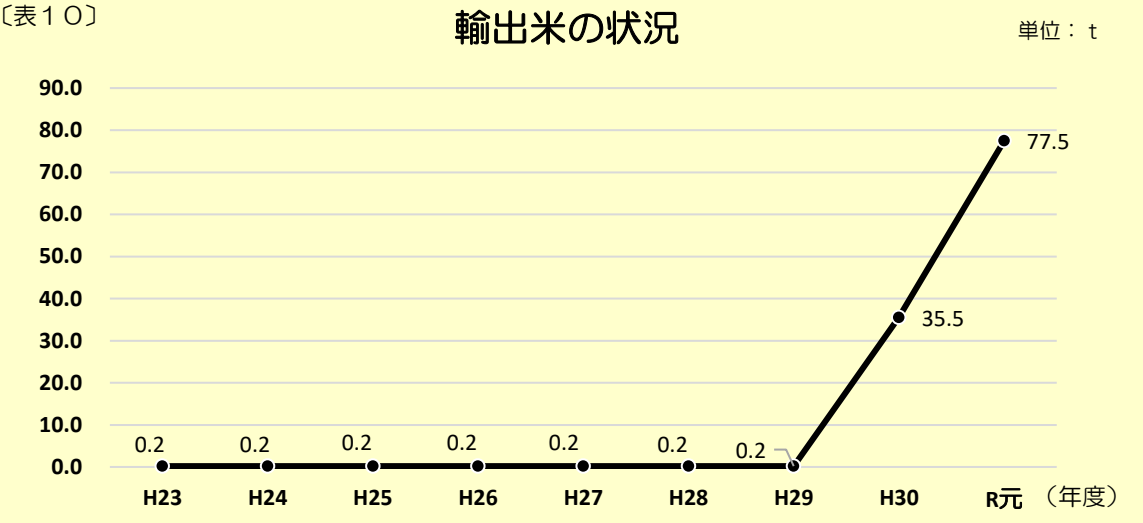

資料：ＪＡびばい調べ

＜ふるさと納税の返礼品＞

〇本市のふるさと納税の受入については、返礼品の種類の増加等により、平成 29 年度(2017 年度):62,778 千円、平成 30 年度(2018 年度):75,137 千円(前年比 120%)、令和元年度（2019 年度）: 99,462 千円（前年比 132%）と、少しずつ増加しており、令和 2 年度（2020 年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響や返礼品の増加等により 957,871 千円（前年比 963%）と大幅に増加しています。

※R2 年度の金額は令和 3 年 2 月末現在の金額を記載します。

〇令和元年度（2019 年度）のふるさと納税の返礼品の人気ランキング（件数ベース）は米で 64%、アスパラガスやスイートコーン等の農産品が 11%、焼き鳥等の食品加工品が 11%となっています。

■ふるさと納税の返礼品区分別寄付金額の割合

順位	返礼品区分	H29 年度 (2017 年度)	H30 年度 (2018 年度)	R 元年度 (2019 年度)	R２年度 (2020 年度)
1 位	米	58%	71%	67%	81%
2 位	米以外の農産品 (アスパラガス・スイートコーン等)	20%	13%	12%	3%
3 位	焼き鳥セット等の食品加工品	18%	13%	11%	14%
4 位	その他	4%	3%	10%	2%
計 (金額)	（単位：千円）	100% (62,778)	100% (75,137)	100% (99,462)	100% (957,871)

（資料：美唄市経済観光課調べ）　※R2 年度の数値は令和 3 年 2 月末現在の数値を記載します。

＜経営規模＞

〇経営規模別の販売農家戸数の推移を見ると、平成 7 年（1995 年）は、10 ha 未満の経営が全体の 73.4%を占めていましたが、令和 2 年（2020 年）はその階層が 27.7%に減り、10～20 ha 未満の階層が 172 戸、35.4%で最も多く、次いで多いのが 20～30 ha 未満の 129 戸、26.5%となっています。

〇平成 7 年（1995 年）にはわずか 4 戸しかなかった 30 ha 以上の経営が令和 2 年（2020 年）は 50 戸、10.3%を占め、個々の経営面積の拡大が進んでいます。〔表 11〕

〇平成 7 年（1995 年）の 1 戸当たりの平均経営耕地面積は 8.6 ha でしたが、販売農家戸数減少と農地の利用集積により年々上昇し、令和 2 年（2020 年）では 17.2 ha と倍に拡大しています。〔表 12〕

〇1 戸当たりの平均経営耕地面積は 5 年前の平成 27 年（2015 年）からは 14%、15 年前の平成 17 年（2005 年）との比較では 64%増加しています。今後、10 年後の将来予測は 32%の増と予測されています。

〔表１１〕

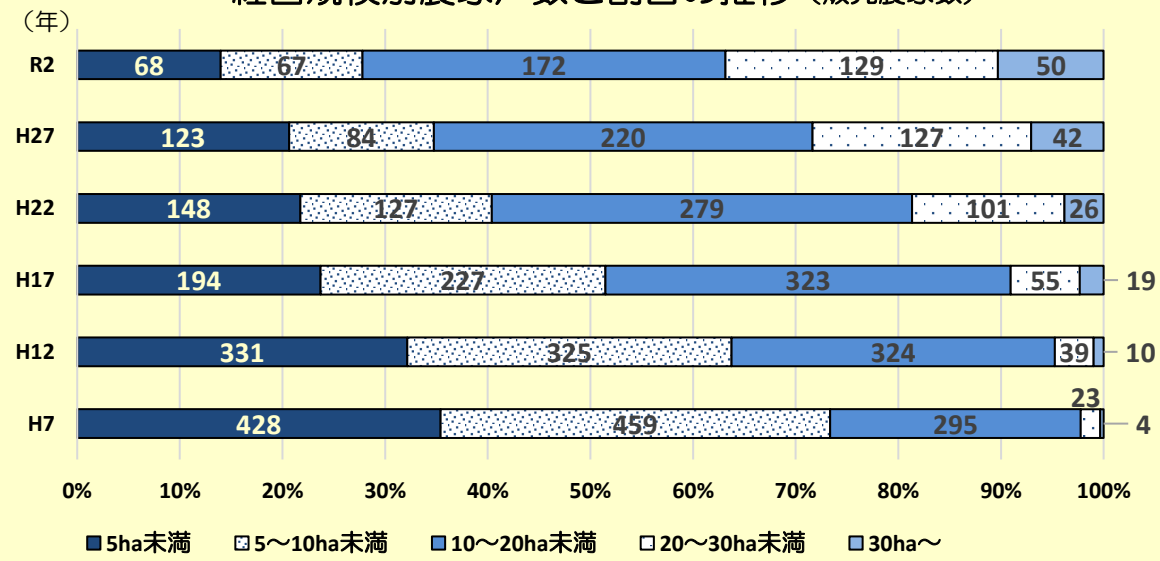

資料：農林水産省・農林業センサス

〔表１２〕

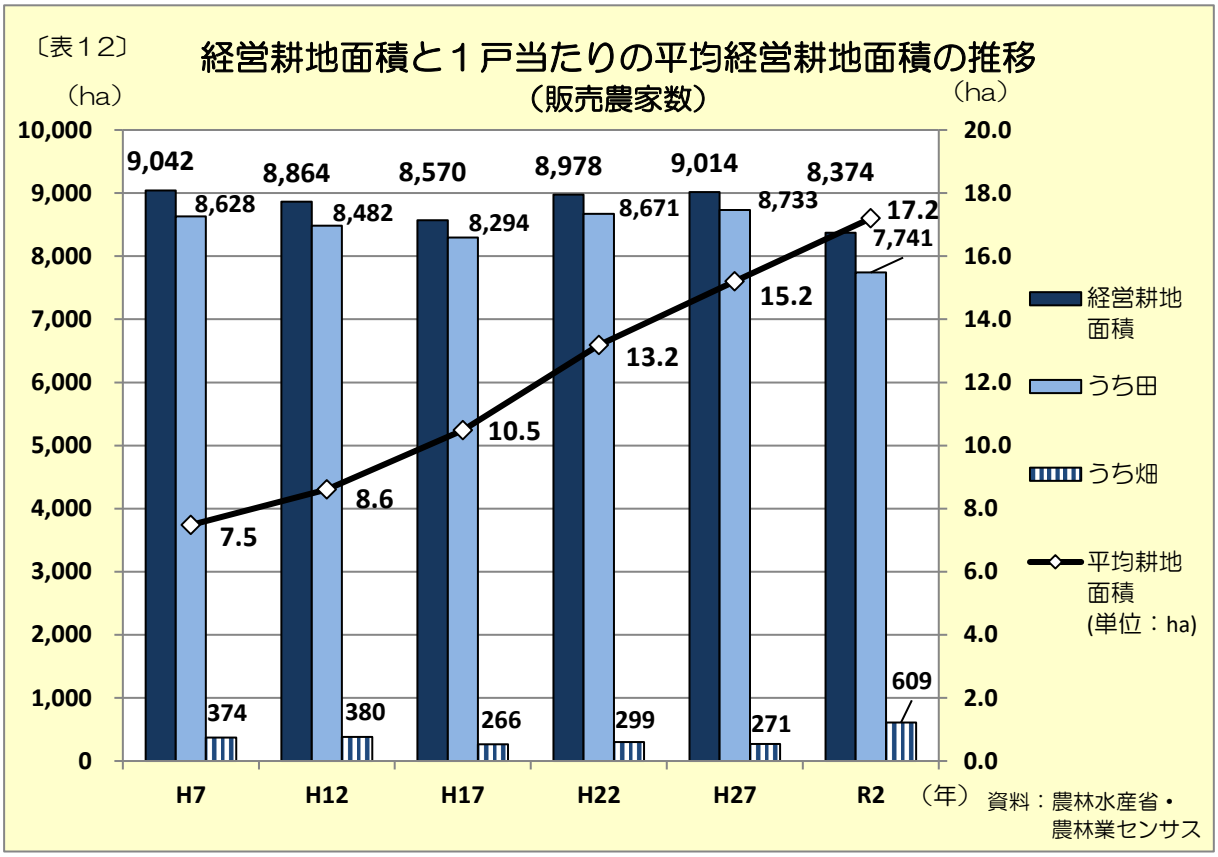

■1 戸当たりの平均経営耕地面積の推移と将来予測（販売農家数）　　単位：ha

	過去の推移						将来予測		
	H12	H17	H22	H27	R2	R2/H17	R7	R12	R12/R2
1 戸当たりの平均経営耕地面積	8.6	10.5	13	15.1	17.2	＋64%	19.6	22.7	＋32%

（資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農林業センサス」
道総研農業研究本部「2015 農林業センサスを用いた北海道農業・農村の動向予測」）

＜耕作放棄地＞

○耕作放棄地は、平成 29 年度（2017 年度）に 7.1 ha ありましたが、耕作再開の事業や基盤整備事業等により、令和 2 年度（2020 年度）は 0.8 ha（農地面積の 0.01 %）に減少し、農地のほぼ全てが有効に活用され、耕作されています。

＜農業生産基盤整備＞

〇担い手への農地の利用集積が円滑に進み、効率的な経営により経営安定が図られるよう、市内各所で国営・道営の農業生産基盤整備事業により、自動走行農機等のスマート農業の効果が最大限発揮される「ほ場の大区画化」や「地下水位制御システム」等が整備されています。（令和 2 年度現在：国営 2 地区、道営：14 地区で実施）

〇本市の農地面積（9,451 ha）の 7 割（約 6,400 ha）を目標に農業生産基盤整備事業を進めています。〔表 13〕

〇また、用水路や排水路、排水機場等の農業水利施設の機能維持や長寿命化の取組が進められています。

〔表１３〕

農業生産基盤整備の状況

単位：ha

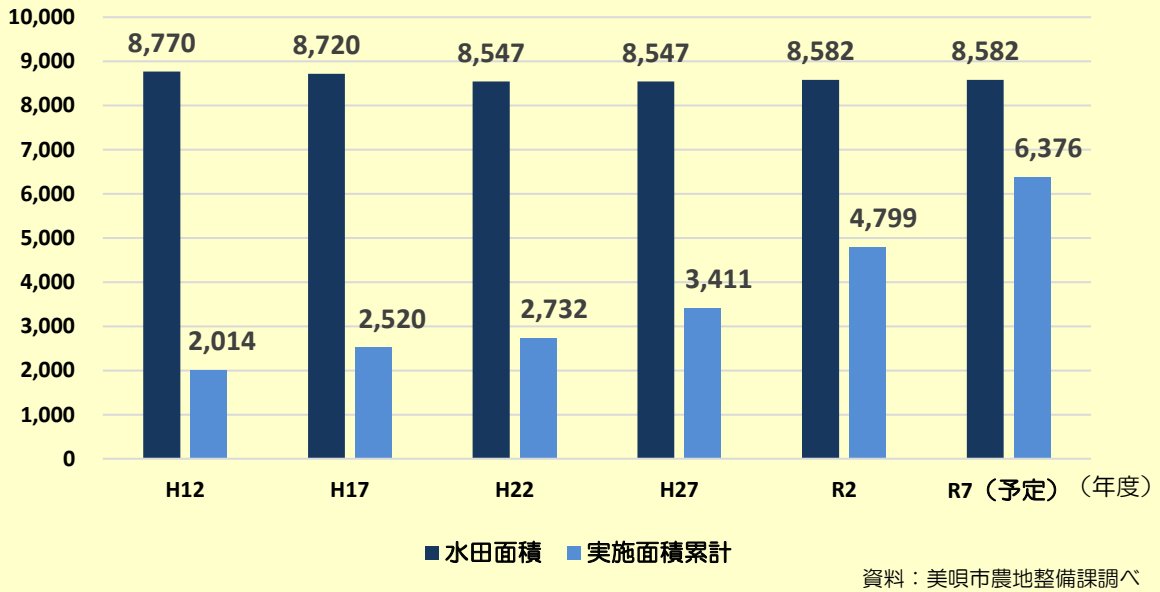

資料：美唄市農地整備課調べ

＜農業のデジタル化＞

〇スマート農業は、ロボット技術やＩＣＴ等のスマート農業技術を導入することにより、超省力生産や多収・高品質生産の実現のほか、きつく危険な作業からの解放、さらには、誰もが取り組みやすい農業の実現などが期待されています。

〇農業者や関係団体、農業改良普及センター、土地改良センターをメンバーとした、「美唄市ＩＣＴ農業推進協議会」を令和元年（2019 年）11 月に設立し、営農体系に導入するスマート農業技術を検証し、スマート農業についての調査・研究や情報収集、勉強会を実施しています。

〇こうした中、国の新型コロナウイルス感染症対策に応じて、令和 2 年度(2020 年度)から、市内の農村地域(5,800 ha)に、５Ｇ等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ整備事業による情報通信基盤の整備を進めています（令和 3 年度末完了予定)。

〇併せて、農業生産現場において、人手を要する作業を代替又は作業の効率性を向上させ、作業員間の接触を減らす観点から、国の支援制度を活用するとともに、市独自のＩＣＴ農業機械の導入を支援する制度を講じて、GNSS ガイダンスシステムや自動操舵システム、ドローン等の導入を支援し、スマート農業の加速化を図っています。

■スマート農業機械の保有状況　　単位：台、基

	田植機	コンバイン	トラクター	ドローン	水田センサー	その他	合　計
R 元	17	1	49	8	0	0	75
R2	35	6	53	26	3	8	131

（資料：令和 2 年度「人・農地プランに係る調査」）

【活用が期待されるスマート農業技術の例】

《省力・効率化技術の例》

ロボットトラクター、直進アシスト機能付き田植機、可変施肥機、
自動収量コンバイン、アシストスーツ、施設環境計測・制御

《精密化技術の例》

センシング技術、生産・経営管理システム

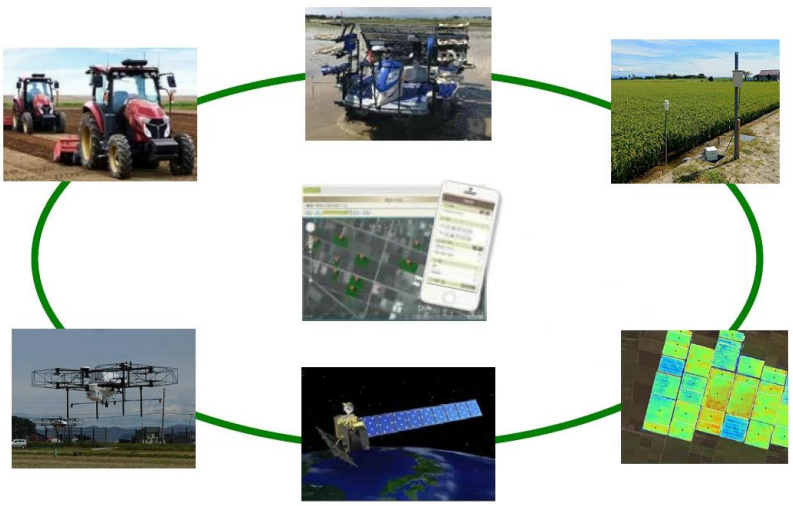

（2）消費者に信頼される産地としての取組状況

＜総括＞

〇本市の農業は、食という生命の源をつくる人間社会の根源の営みであり、安全・安心で良質な農産物を求める消費者ニーズに対応するため、クリーン農業を推進しています。

〇また、市内で農産物生産・直売、農産物加工体験などに取り組む生産者が中心となって発足した「美唄グリーン・ツーリズム研究会」では、都市住民に向けた美唄市の農業・農村情報の発信や生産者と消費者の顔の見える取組を進めています。

〇農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動が行われています。

＜グリーン・ツーリズム＞

〇農業体験や直売所、観光農園などの日帰り型の施設のほか、修学旅行生の受入などの農家民泊も多く、こうしたグリーン・ツーリズム関連施設数は 35 施設となっています。

■グリーン・ツーリズム関連施設数　（令和 2 年 3 月 31 日現在）

施　設　数	農家民宿	農業体験	加工体験	観光農園	直売個人
35	15	19	7	3	24

※受入施設数の内訳は、延べ件数（資料：北海道農政部調べ）

＜農泊の受入＞

〇修学旅行での農業体験は、平成 28 年度（2016 年度）に 252 名が実施していますが、令和元年度（2019 年度）には、82 名となり、平成 28 年度（2016 年度）との比較では、67%の減少となっています。

〇修学旅行以外での農泊の受入状況は、平成 28 年度（2016 年度）に 12 名が実施していますが、令和元年度（2019 年度）に 8 名に減少しています。〔表 14〕

※農泊：農山漁村地域ならではの伝統的な生活体験と地域の人々との交流を楽しみつつ、農家や古民家等での宿泊によって、旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行。

〔表１４〕

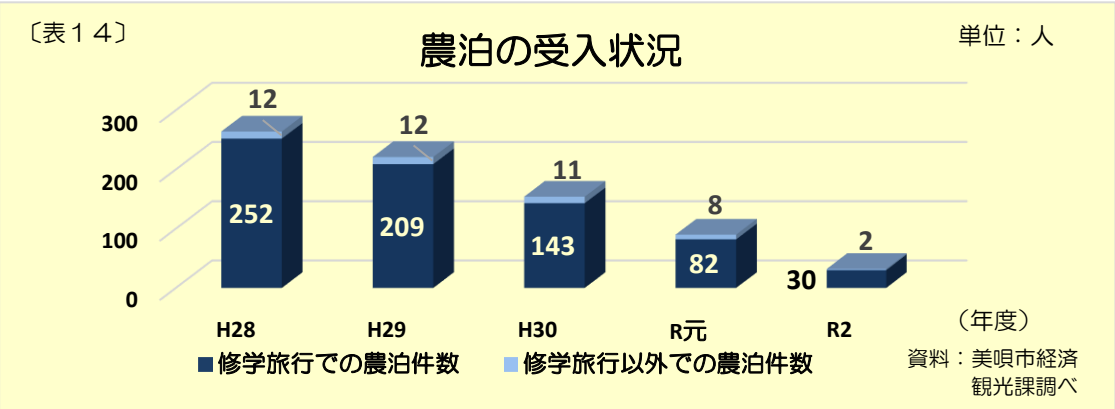

＜クリーン農業＞

〇安全・安心で良質な農産物を生産するため、堆肥等による土づくり、化学肥料や農薬の使用をできるだけ減らしたクリーン農業の取組を支える技術は、これまでに道内 で 450 件（クリーン農業技術 421 件、有機農業技術 29 件）開発されています。

〇本市では農家戸数の減少とともに、北海道が実施している「北のクリーン農産物表示制度（通称：YES！clean)」登録集団は減少傾向にあります。〔表 15〕〔表 16〕

〔表１５〕

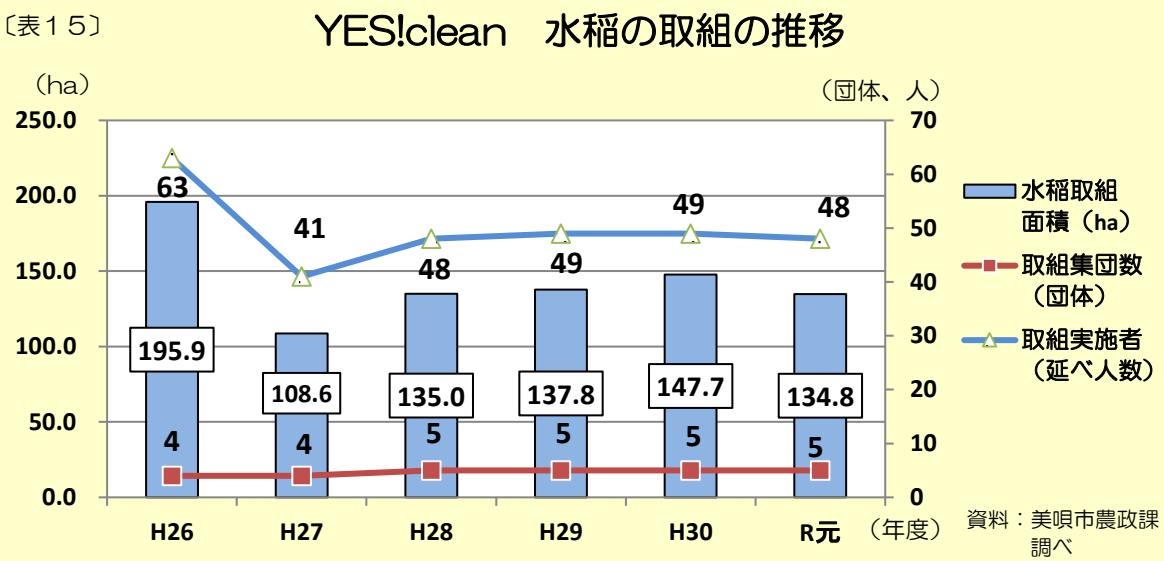

〔表１６〕

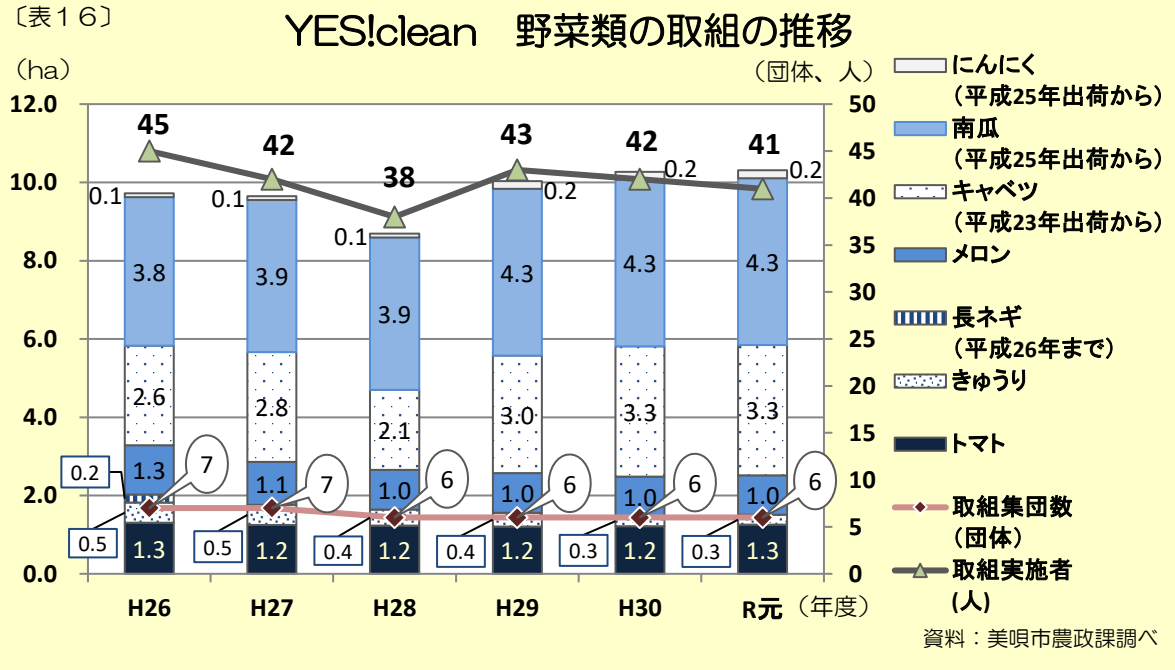

【ＹＥＳ！clean 表示制度】

クリーン農業技術を使い、化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らすなど、一定の基準をクリアした道産農産物で、対象要件は、「道内で生産、登録基準に適合」「栽培基準に基づき生産」「他の農産物と分別収集、保管、出荷等」となっています。

＜日本型直接支払制度による環境保全型農業の推進＞

〇農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、地域で環境保全に効果の高い営農活動に取り組まれています。

〇このため、平成 27 年（2015 年）に農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が制定され、「日本型直接支払」の中に「環境保全型農業直接支払交付金」を措置されています。

〇この制度では、自然環境の保全に資する農業生産活動が推進されるよう、化学肥料・化学合成農薬の 5 割低減の取組と併せて行う、カバークロップ（緑肥）や炭素貯留効果の高い堆肥の施用、有機農業等の取組を実施する農業者組織等に対し交付金を交付しています。

〇また、環境保全型農業の農業者は、平成 29 年度（2017 年度）に 126 名(5 団体) 678ha まで増加しましたが、それ以降は農業者、面積ともに減少に転じています。〔表 17〕

〔表１７〕 環境保全型農業直接支払交付金事業取組の推移

単位：ha、人

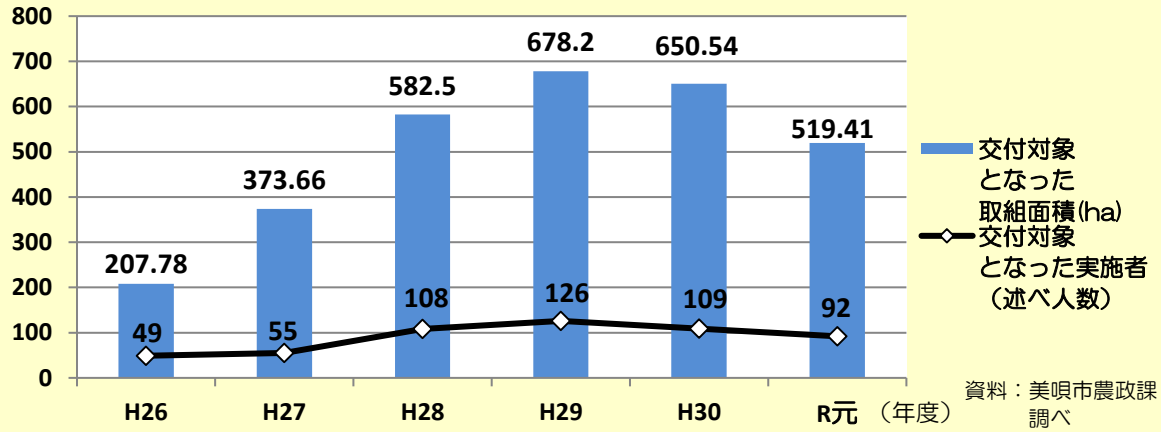

資料：美唄市農政課調べ

＜多面的機能の維持＞

〇農業・農村は、国土保全や水源のかん養、教育や癒しの空間の提供、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を有しています。こうした多面的機能は、農村集落の共同活動により支えられています。

〇集落単位や農業者等と連携して、地域の資源である農道、水路、農地の維持を行うほか、地域の課題を解決して営農を持続し、耕作放棄地発生の防止や解消が進むよう、国の「多面的機能支払交付金」、「中山間地域等直接支払交付金」を北海道や本市とともに負担しあって支援を行っています。

〇「多面的機能支払交付金」は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し支援を行い、令和元年度（2019 年度）では、交付対象面積は約 8,486ha となっています。〔表 18〕

〇本市の活動組織の体制強化や事務の効率化を図るため、令和 2 年度から活動組織の合併・統合及び名称の変更を行い、20 組織を 1 組織に統合されています。

〔表１８〕

多面的機能直接支払対策事業取組の推移

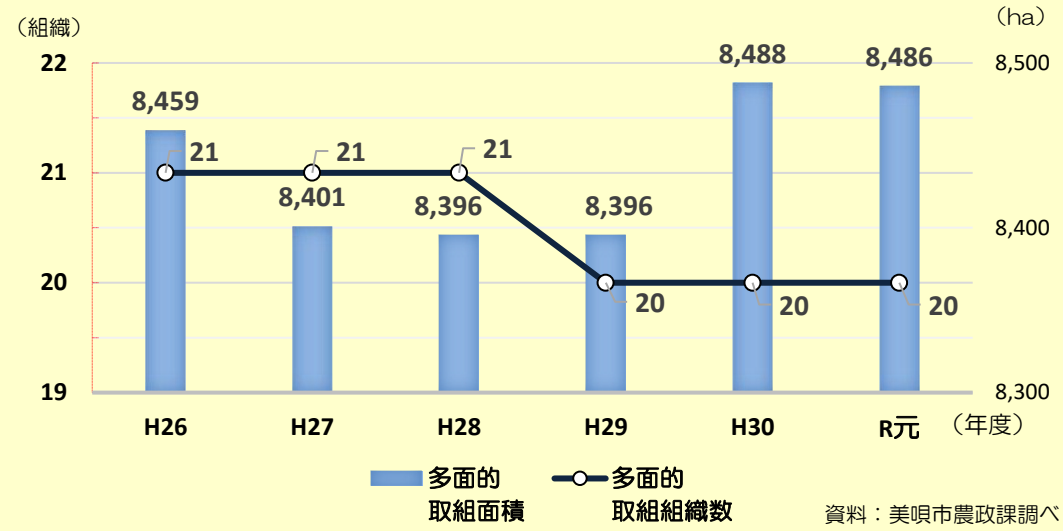

資料：美唄市農政課調べ

■共同取組活動の概要

項　　目	主 な 取 組	取組組織数
多面的機能を支える共同活動	畦畔･法面･防風林の草刈り	20 組織
	農道の草刈り、水路の草刈り･泥上げ	20 組織
地域資源の質的向上を図る共同活動	農用地･水路･農道等の軽微な補修	17 組織
	施設等の定期的な巡回点検･清掃	17 組織
	水田の貯留機能向上活動	6 組織
	植栽等の景観形成活動	16 組織

※農林水産省　多面的機能支払交付金の概要

〇中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の発生が懸念される傾斜農地等を対象に、平地地域との生産条件の格差の 8 割相当を交付金として支払うもので、集落協定等に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動などを行う農業者等を対象に、平成 12 年度（2000 年度）から 5 年間ごとの対策として実施されてきました。
〇市内では、農業生産活動を通じた耕作放棄地の防止や多面的機能を増進する取組が 2 集落によって実施され、交付対象面積は 10.5ha となっています。〔表 19〕

〔表１９〕

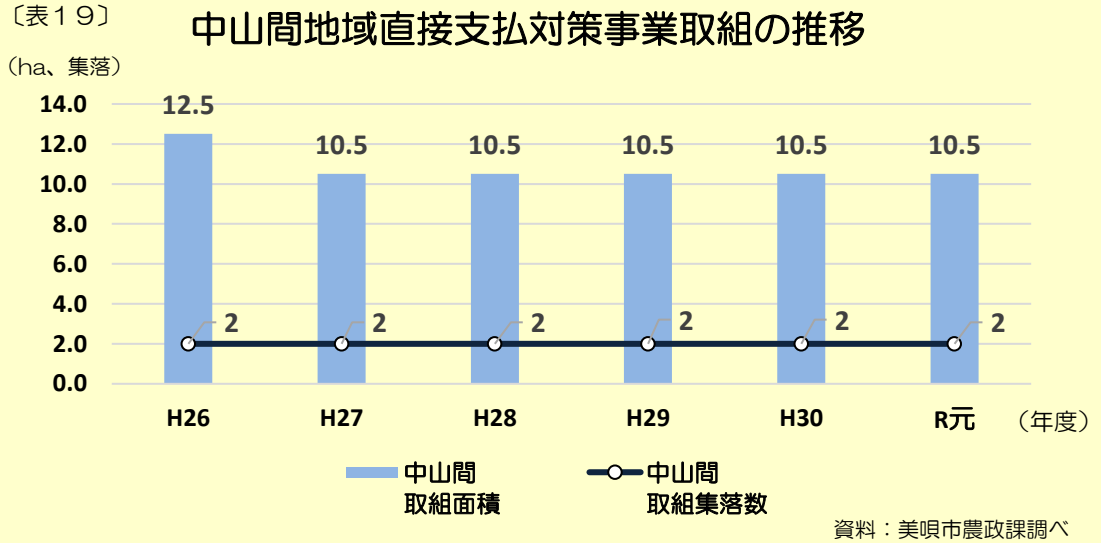

資料：美唄市農政課調べ

■共同取組活動の概要

項　　目	主 な 取 組	取組集落数
農業生産活動などとして取り組むべき事項	農地の法面点検	2 集落
	農道の草刈り、水路の草刈り･泥上げ	2 集落
	ほ場周りの清掃、周辺林地の草刈り	2 集落
農業生産活動などの体制整備として取り組むべき事項	農道等の軽微な補修	2 集落
	共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	2 集落

＜鳥獣被害＞

〇鳥獣被害は、エゾシカ等による農業被害額が 338 万円～511 万円に及ぶなど、依然として農業への被害が発生しています。〔表 20〕

〔表２０〕

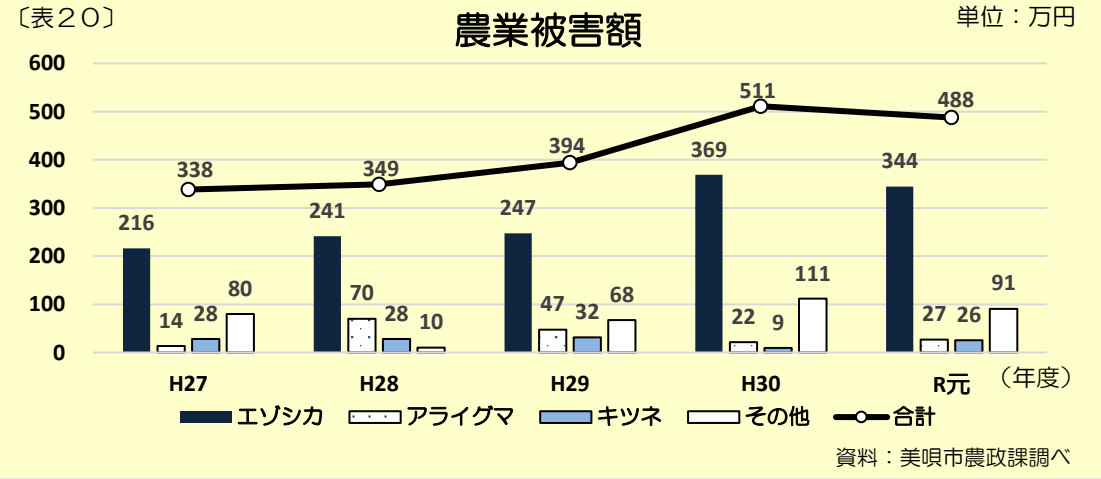

資料：美唄市農政課調べ

第３章　美唄市農業の主要課題

１　美唄市農業を取り巻く社会経済情勢

(1) グローバル化の一層の進展

○世界経済のグローバル化が進み、近年、TPP11 協定や日 EU・EPA、日米貿易協定などの発効により、農産物分野における競争力の強化が必要となっています。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組の広がり

○平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択以降、SDGs への関心が世界的に高まり、人々の意識や行動を変えつつあり、国内外において SDGs の推進に向けた取組が拡大しています。

○環境と調和した持続可能な農業を展開するとともに、消費者の購買活動がこれを後押しすることが重要であることから、技術の開発・普及や農業生産基盤の整備、付加価値の高い農業の推進、農業・農村の持つ多面的機能の発揮促進、食育の推進などについて、多様な主体が連携・協働した取組を推進することが必要です。

(3) 人口減少とライフスタイルの変化

○人口減少や高齢化により国内の食市場が量的に縮小する中、米の需要量の減少幅が拡大（年間 8 万トンの減少で推移していましたが、平成 30 年及び令和元年の需要量は 10 万トン程度の減少に拡大）、単身世帯や共働き世帯の増加など社会構造やライフスタイルの変化に伴い消費者ニーズは多様化、個別化し、食の外部化が一層進展していくことが見込まれています。

(4) 社会全体のデジタル化の進展

○人口減少社会に入り、産業競争力や地域社会の活力の低下が懸念される我が国において、デジタル技術の活用による産業や社会の変革（デジタルトランスフォーメーション）が重要な課題となる中、営農体系はもちろんのこと、農業経営や地域社会、農業政策等の様々な分野において、デジタル技術の活用による農業や地域社会の変革の実現が求められています。

○このため、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革（農業のデジタルトランスフォーメーション）を推進する必要があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

〇新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う経済環境の悪化により、農産物の需要減少などの課題に直面していることから、需要回復に向けた取組の推進とともに、食料の安定供給に向けて、農業生産基盤の維持と経営の安定を図っていく必要があります。

(6)「田園回帰」の意識の高まりと関係人口の裾野の広がり

〇新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、「大都市への過度な人口集中から地方分散へ」という大きな動きの一つとして、都市から農村地域に移住・定住するなどの「田園回帰」の広がりが期待されています。

〇また、地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる「関係人口」が、これからの地域づくりの担い手として注目されています。

(7) 自然災害リスクの高まり

〇近年、集中豪雨や台風に伴う豪雨災害が多く発生しており、今後、異常気象などによる自然災害リスクの高まりや災害発生時の被害の甚大化により、道路や河川、農地など、市民生活や農業生産の基盤に大きな被害を与えることが心配されています。

2 美唄市農業の主要課題

(1) 農業経営の体質強化

〇人口減少やライフスタイルの変化などに伴って、農林水産物・食品の消費の減少が見込まれることから、消費者や実需者ニーズに対応した農産物を計画的かつ安定的な生産体制づくりを進める必要があります。

〇また、農家戸数の減少や担い手農家の高齢化とともに、1 戸当たりの経営面積が拡大していく中、農業が基幹産業として持続的に発展していくため、担い手への農地集積・農業法人化や美唄型輪作体系の普及、高収益作物の生産拡大による生産性の向上をはじめ、ＡＩやＩｏＴなどのＩＣＴを活用したスマート農業技術の現場実装の加速化など、国や北海道の施策を活用しながら、経営安定や体質強化に向けた取組を進める必要があります。

(2) 農産物の販路拡大・付加価値向上

〇多様な消費者や実需者ニーズに対応した高品質化や付加価値向上に努め、消費者に評価され、売れる農産物を生産するとともに、販路拡大のための取組を推進していくことが必要です。

〇そのため、美唄市農業試験ほ場も活用しながら、栽培上の課題解決や新品種などを促進するとともに、農産物の加工・販売など農商工連携や６次産業化の取組により、付加価値の向上に結び付け、地域ブランドの確立を図るほか、農産物の輸出の拡大を図っていく必要があります。

(3) 担い手の育成・確保

〇農家戸数や農業従事者の減少による担い手不足等に対応していくため、意欲ある担い手に農地の集積を図るとともに、農業後継者となる新規学卒者やＵターン者、農業関係以外からの新規参入者など、多様な担い手の育成・確保が必要です。

〇また、担い手の経営体質の強化や農業法人の育成など、農業経営体の安定・強化を図るとともに、優れた農業経営者の育成や農作業受託組織の強化を図る必要があります。

〇労働力不足に対応するため、若者や女性、高齢者、障がい者、外国人など、多様な人材を確保する取組や女性農業者の活躍を促進する必要があります。

(4) 農業生産基盤の整備等

〇農家の経営面積が拡大している中、より効率的な営農に向けて、担い手への集積・集約化を進めるとともに、ほ場の区画整理や用排水施設等の農業生産基盤の整備が進められてきており、これらの整備に加え、農作業の機械化や米の品種改良などにより、農作物の収量、品質及び作業効率の向上や災害の低減などに大きく貢献しています

〇今後も農作業の一層の省力化・効率化や消費者・実需者ニーズに対応した付加価値の高い農作物の生産拡大や品質の向上による効率的・安定的な農業経営の確立を図るため、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下水位制御システムの整備など、農業生産基盤の整備を継続的に進めていく必要があります。

〇併せて、農業者がこれらの農業生産基盤整備に積極的に取り組めるよう、農家負担の軽減を図る必要があります。

〇また、農業生産基盤整備事業により大区画化されているほ場を有効活用し、その事業効果を高めるためにも、スマート農業をはじめ農業分野におけるデジタル技術の活用に向けた取組を進める必要があります。

〇現在、農業生産基盤の整備を進めていますが、排水不良などにより基盤整備を必要とする地域がまだ残されているほか、経年劣化などにより農業水利施設等の機能低下が懸念されていることから、これらの適切な管理と計画的な整備を進める必要があります。

(5) 食の安全・安心への関心の高まり

〇安全・安心で良質な農産物を求める消費者ニーズに対応するため、クリーン農業を推進していますが、農家戸数の減少等により、道の「YES! clean」表示制度の登録集団やエコファーマー登録制度の農業者が減少傾向にあり、消費者や食品関連事業者から積極的に選択される産地づくりを進める必要があります。

〇食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中、クリーン農業や有機農業などの取組を一層推進するとともに、農業生産工程管理（ＧＡＰ）の実践を促進し、消費者ニーズに応えながら、消費者に安全・安心で高品質な農産物を提供する取組が必要です。

〇また、地域で採れた農産物を地域で消費する取組など、生産者と消費者の関わりや食と農についての理解を深める機会を提供することは、地産地消や食育の推進の観点からも必要です。

〇さらには、野生鳥獣等による農産物等への被害が発生しており、所得の減少など農業に影響を与えていることから、鳥獣被害防止に向けた取組が必要となっています。

(6) 活力ある農業・農村づくり

〇農業・農村は、食料の生産・安定供給といった役割に加え、その生産活動を通じて、洪水被害の防止、水源のかん養、大気浄化といった国土保全機能をはじめ、美しい農村景観の形成や自然生態系の保全などの役割も担っています。

〇また、農家戸数の減少や担い手農家の高齢化の進行により、農業生産の減退やコミュニティ機能の低下が懸念されていることから、農業・農村の有する多面的機能の十分な発揮に向けた地域活動や営農活動の促進が求められています。

〇このほか、都市から農村地域に移住・定住するなど、「田園回帰」による人の流れが全国的に広がっている中、都市との交流や食育の実践活動など、関係機関と連携により、都市住民・市民や消費者、生産者との結びつきを段階的に深める必要があります。

第４章　目指す姿・基本方針

〇本市としましては、美唄市農業の現状や主要課題、国が令和２年３月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」や北海道の「第６期北海道農業・農村振興推進計画」を踏まえるとともに、「人・農地プランに関するアンケート調査」なども考慮しながら、本市が次のような基本方針を定め、各種施策を推進していきます。

１　美唄市農業の目指す姿

〇いのちを育む力強い農業が営まれ、安全・安心な農産物を作るとともに、多様な機能を有する活力ある農業・農村づくりを進めます。

２　基本方針

基本方針１　強い農業経営基盤づくり

〇水稲や畑作物の生産振興については、農産物の品質向上や生産収量の確保を図るため、新たな輪作作物の試験栽培を行い、美唄型輪作体系の確立と普及を推進するほか、直播等の栽培技術の導入、新たな高収益作物の導入、良品質米の食味選考会等による農産物のブランド化・販路拡大を図る取組や６次産業化を図る取組を支援するなどにより、消費者や実需者ニーズに対応した生産体制の強化を図ります。

〇農業生産基盤の整備については、国営・道営の事業を計画的に進めるとともに、担い手への集積・集約化を進め、優良農地の確保を図るほか、農業用用排水路施設の長寿命化や必要な改修等が整備されるよう国や道に働きかけるとともに、市においても更新期を迎える農業用用排水路施設や農地の保全に必要な施設等の計画的な維持・改修・更新等の整備を進め、農業生産を支える基盤づくりを進めます。

〇また、農業生産基盤整備事業により大区画化されているほ場を有効活用し、農業基盤整備事業の効果を高めるためにも、５Ｇ等の次世代通信技術の開発動向に対応しながら、スマート農業をはじめ農業分野におけるデジタル技術の活用に向けた取組を進めます。

〇担い手農家の育成・確保については、農業後継者はもとより、高校生・大学生等の若者や女性など多様な人材が就農できるよう、定着に向けた取組に対して支援を行うほか、経営体質の強化や農業法人の育成等の取組を推進します。また、他産業や異業種、他地域等、農外からの多様な人材の確保を図ります。

基本方針２　消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり

〇安全・安心で良質な農産物を求める消費者や食品関連事業者のニーズに対応するため、クリーン農業や有機農業など、環境に配慮した持続可能な農業生産を継続して支援します。

〇また、農業・農村地域は、文化・歴史の継承、癒しや安らぎを与えてくれる農村景観の形成や農業体験の提供など多面的な機能を有していることから、市民の理解増進や地域の共同保全活動を継続的に支援し、活力ある農村づくりを推進するほか、野生鳥獣による農作物への被害軽減のため、地域における駆除やＩＣＴを活用した技術の導入など、被害防止対策の強化を図るとともに、ジビエの利活用の促進を図ります。

〇食農教育や地産地消、農泊等について、市民に加えて関係人口も含めた幅広い主体の参画の下で、美唄産農産物・食品の生産に込められた思いや創意工夫等の理解を深めつつ、触れる機会の拡大を図り、活力ある農村として持続的な発展を目指します。

＜成果指標＞

	現状値	目標値	指標の説明
◆　農業産出額	H26-H30平均 58 億円	R7　65億円	農業振興の成果を農産物の総額から見る指標で、農林水産統計による市内の農業産出額（生産量×農家庭先価格）の総額で測ります。

※目標値（R7：65 億円）は、「51 億円（H25）の実績値→　58 億円（H26－H30 の前期農業ビジョンの平均値）」の伸び率に施策効果を加算して設定。

＜農業ビジョンの目指す姿と基本方針＞

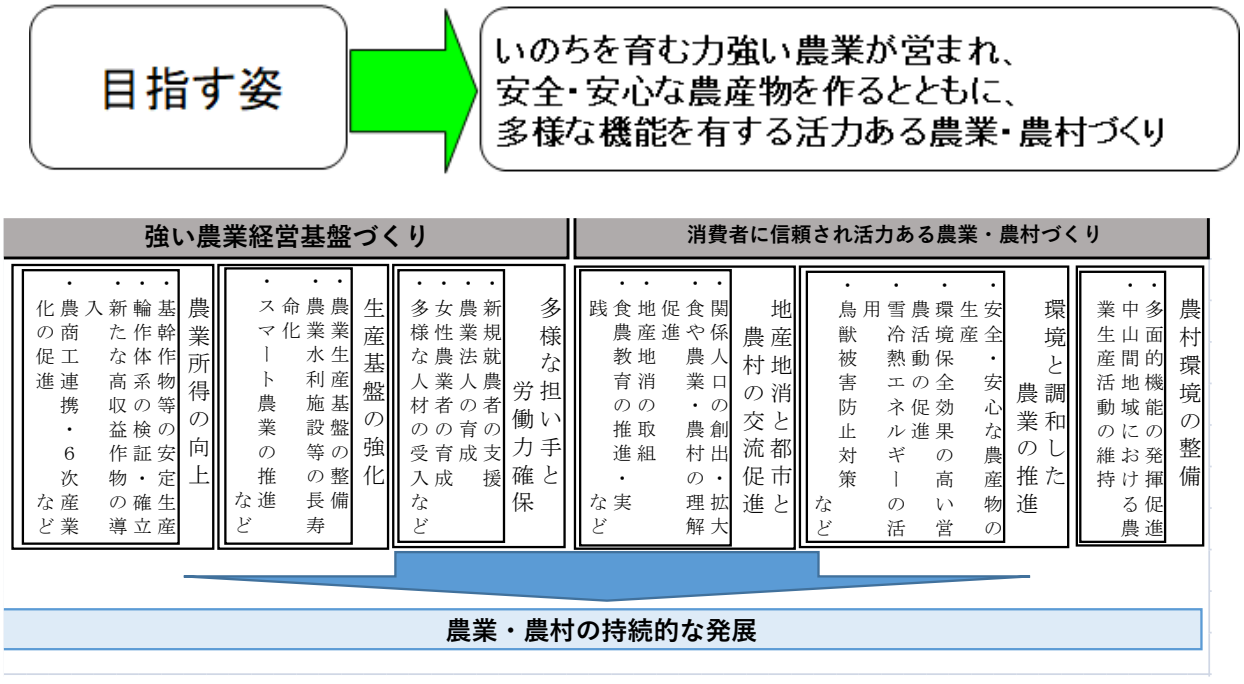

第５章　農業・農村施策の展開方向

基本方針１　強い農業経営基盤づくり

１　農業所得の向上

(1) 基幹作物等の安定生産

〇実需者ニーズに沿った「美唄ブランドのより一層の定着」に向け、生産技術の一層の向上により、高品質・良食味米の安定生産・供給を推進します。
〇主食用米を主とした需要に応じた加工用米及び飼料用米等の生産のほか、水田を活用した麦や大豆など畑作物の安定生産、野菜などの高収益作物の高品位な生産を推進します。
〇生産性や品質の向上、労働力不足への対応を図るため、農作物の乾燥調製施設等の再編・整備やスマート農業機械の導入を促進します。
〇水稲直播の普及拡大と農業生産基盤整備の推進、スマート農業の推進により、生産性の向上を図ります。
〇農業試験ほ場において、基幹作物等の品種比較や肥料効果、新品種の試験栽培、栽培技術の普及・定着等を実証し、新しい技術の体系化や新しい品種の普及拡大を図ります。

〔稲作〕
〇地域の「農業再生協議会」が主体となって「生産の目安」を設定するとともに、生産者や関係機関・団体、集荷業者、行政等が一体となって、需要に応じた米生産を推進します。
〇主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米など需要に応じた米づくりに取り組むとともに、直播・密苗栽培など低コスト・省力化技術の導入を推進します。
〔畑作〕
《小麦》
〇需給動向に即した品種の作付けを基本に、加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の導入、品種や地域特性などに応じた安定栽培技術の普及を推進します。
《大豆》
〇需給動向に即した作付けを基本に、豆腐などの加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の導入、農地の排水改善、安定栽培技術の普及、収穫作業の組織化による省力・低コスト生産を推進します。
《なたね・てん菜》
〇輪作体系上重要な基幹作物として作付けの安定化を図るため、低コストで省力的な生産体制の確立や耐病性品種の導入、農地の排水改善、安定栽培技術の普及を推進します。
〔野菜〕
〇消費者・実需者ニーズに対応した品目の安定生産を推進するとともに、ＩＣＴを活用した生産性向上や高収益作物であるにんにくや生姜の地域展開を推進します。

〔花き〕
〇高品質な花きの安定生産や美唄産花きの需要の拡大を推進します。

(2) 輪作体系の検証・確立

〇美唄市輪作プロジェクトの活動成果を踏まえて、輪作効果や実証展示を通じて、栽培技術の普及向上と生産性の向上を図ります。
〇美唄型輪作体系の普及を図るため、なたねやてん菜、子実用とうもろこしなど、新たな作物を取り入れた計画的なローテーション実施による連作障害の回避、収量増加を図るとともに、緑肥や堆肥の活用による土づくりを推進します。

(3) 新たな高収益作物の導入

〇安定した農業経営を持続するため消費者ニーズに対応した農作物の導入による経営の複合化を推進するとともに、新たな高収益作物の導入を農業者が取り組みやすい環境づくりを推進します。
〇アスパラガスやハスカップ、花き、にんにく、生姜などの高収益作物の作付面積の維持・拡大に努めるとともに、栽培技術の高位平準化を図り、安定生産・出荷と美唄ブランドでの生産・販売により地域ぐるみの収益の向上、生産基盤の強化に向けた取組を推進します。

(4) 美唄産農産物・食品ブランド力の向上・販路拡大

〇本市の特色ある農産物や高品質な食品づくりを進め、様々な機会を活用した市内外への情報発信を推進します。
〇「匠の米」や「雪蔵工房米」、「香りの畦みちハーブ米」などの良品質米の食味選考会等による農産物のブランド化・販路拡大の取組を推進します。
〇また、ふるさと納税の返礼品を活用した、美唄産農産物のＰＲによるブランド力の強化を推進します。

(5) 農商工連携・６次産業化の促進

〇雪冷熱エネルギーを活用した農産物加工品「干し芋」、や美唄産米を使った「とりめし」、美唄産農産物加工品の「乾燥野菜」「黒ニンニク」など農業者自らが行う農産物の加工や販売などによる６次産業化を進め、ブランド化や収益性が高く安定した農業経営を推進します。
〇農業者が農産物の加工、農産物の直売所や観光農園、農家レストランの経営などの新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す６次産業化を促進します。
〇北海道美唄尚栄高校等の教育機関と連携し、美唄産農産物を生かした特産品の開発や販路拡大等の付加価値向上・ブランド化に向けた取組を促進します。

(6) 農産物の輸出

〇平成 30 年（2018 年）5 月、道内で初めて、石狩湾新港の精米工場及びくん蒸倉庫が、中国への精米輸出が可能な施設として指定・登録され、道内から直接輸出可能となった好機を活かし、中国（香港も含む）をはじめとして、ベトナムや米国なども含め、米を始めとする農産物の輸出を促進します。

〇また、令和 3 年（2021 年）2 月に農林水産省が米の輸出を重点的に支援する産地として、美唄市が選定されたことを踏まえ、農業関係団体と連携を図りながら、米の海外への販路・販売拡大に向けた取組を促進します。

2　生産基盤の強化

(1) 農業生産基盤の整備

〇生産性や品質の向上、コスト縮減、農作業の効率化による効率的・安定的な農業経営の確立を図るため、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業、団体営事業により、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下水位制御システムの普及など、農業生産基盤の整備を促進します。

〇農業者が生産基盤整備に積極的に取り組めるよう、国の中心経営体農地集積促進事業や北海道の次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業（通称：第６期パワーアップ事業）活用して、農家負担の軽減を図ります。

〇農作業の効率化や農産物輸送を図るため、農道や橋梁等の維持修繕や整備を進めていますが、未舗装箇所や不陸等の箇所が残されていることから、農作業の効率化や未舗装による農産物の荷痛みや砂じん等による生育への影響を防ぐため、農道整備特別対策事業等の活用により、農道や橋梁等の適切な点検診断に基づき長寿命化を図る保全対策や計画的な整備を推進します。

(2) 農業水利施設等の長寿命化

〇用排水路や排水機場等の施設の機能維持や長寿命化に向けた取組を計画的に進めるとともに、農業水利施設等のＩｏＴ化に向けた検討を進めることで農業生産を支える基盤づくりを推進します。

〇農業用ため池管理保全法（令和元年 7 月施行）に基づき選定した防災重点ため池（6 か所）について、ハザードマップの作成など農業水利施設の安全対策・防災対策を進めるとともに、国や道と連携しながら、堤体の長寿命化に向けた取組を進めます。

(3) スマート農業技術の検証・普及

〇国は、熟練農業者のノウハウを電子データに蓄積し、ほとんどの農業者がデータを活用した農業を実践することを目標としていることを踏まえ、令和 3 年度末までに、市内全域に第 5 世代移動通信システム（５Ｇ）などの高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備を進めるとともに、営農作業をはじめオンライン直売や農業支援サービスの立ち上げ、各種交付金の申請など、農業・農村振興分野における

デジタル技術の普及を促進します。

〇また、センシング技術を活用した生育状況などの可視化や、情報通信環境の整備による多様なデータの活用、生産や経営データの収集、分析及び活用とＡＩ技術による解析から、効率的な施肥や防除等の営農作業への実践的活用、経営管理を行うことで、生産性の向上や品質の高位安定を図ります。

〇農業者や地域の先進農業機械研究会、関係団体等から構成する「美唄市ＩＣＴ農業推進協議会」と連携を図りながら、スマート農業技術の調査研究やその検証を行うとともに、スマート農業機械の導入を促進します。

〇美唄市農業振興基金を活用しながら、スマート農業技術を扱う人材育成や、スマート農業技術の導入に向けた検証事業を支援します。

3　多様な担い手と労働力確保

(1) 家族経営など担い手経営体質の強化

〇意欲の高い担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、農地の集積･集約化や新技術の導入、機械・施設の整備など、生産基盤の強化に向けた取組に対する支援を推進します。

〇担い手の農業経営の安定と経営体質の強化を図るため、農協・空知農業改良普及センターなどと連携しながら、経営診断等の経営指導を行うとともに、制度資金の活用促進や国の経営所得安定対策、本市の農業経営緊急対策利子助成事業などのセーフティネット対策等の活用を促進します。

(2) 経営感覚を備えた農業経営者の育成

〇優れた経営感覚を備えた農業経営者を育成するため各種研修会への参加を促進するとともに、国内外への農業研修及びドローンの操作資格取得研修等に対し支援します。

〇農協や空知農業改良普及センターとの連携により技術・経営指導を推進するとともに美唄市農業士連絡会と連携した指導農業士・農業士の育成や青年農業者等の活動の取組を支援します。

(3) 新規就農者の育成・確保

〇将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、市内の小中学生に対し、農業体験や職場見学、出前授業を通じた農業者や農業団体等との交流など、農業の魅力を伝え、就農への動機付けとなる取組を推進します。

〇農業内外からの新規就農を促進するため、北海道農業担い手育成センターと連携して、求職者や学生を対象とした新規就農フェア等への参画により就農相談を行うとともに、情報発信を実施します。

〇また、国の農業次世代人材投資資金（準備型）や美唄市農業振興基金等の就農支援制度、地域おこし協力隊制度を活用して、新規就農者の経営安定に向けた支援を実施します。

〇新規就農希望者が早期に農業経営が確立できるよう、農協や美唄市農業士連絡会、農業委員会、空知農業改良普及センターなどと連携して技能習得や定着支援に向けた受入体制を整備します。
〇美唄市農業振興基金や国の交付金を活用した新規就農者への支援として、就農技術の習得に対する支援のほか、市内に居住し、営農を開始する農業者に安定した経営を図るための支援を実施します。

(4) 優良農地の確保と適切な利用促進

〇地域農業の中心となる経営体の明確化や、中心となる経営体への農地の集積・集約化などを含む地域農業のあり方などを明らかにした「実質化された人・農地プラン」を農業委員のコーディネートにより更新・見直しを進めます。
〇農業生産基盤の整備と併せて、農業委員会や農地中間管理機構と連携を図りながら、農地等の利用の最適化を積極的に推進し、担い手への農地の利用集積を図ります。
〇また、「美唄市耕作放棄地対策協議会」や農業委員会と連携しながら、遊休農地の解消、耕作放棄地の発生抑制に向けた対策を実施し、優良農地の確保と有効利用を促進します。

(5) 農業法人の育成・強化

〇地域における経営管理能力の向上や安定的な雇用の創出・確保、生産コストの低減などに向けて、農業経営の法人化（複数戸の共同経営による法人化も含む）を図ります。

(6) 農作業受託組織の育成・強化

〇生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、農作業受託組織など経営体を支えるシステムづくりを促進します。
〇農作業受託組織の安定的な運営を図るため、オペレーター等の人材の確保と技術・能力の向上を推進するとともに、スマート農業技術や新たな生産システムの円滑な導入を促進します。

(7) 女性農業者の育成

〇農業経営における女性参画を推進するとともに、女性農業者の技術や経営など資質向上を図る取組を推進します。
〇女性同士のネットワーク強化や女性農業者の活躍に向けた意識啓発などを通じて、男女ともに能力を発揮できる環境づくりを推進します。

(8) 多様な人材の受入と働きやすい環境づくり

〇農作業の労働力確保として、スポーツ分野や福祉分野との連携による就労支援など農業関係以外からの多様な人材の確保を推進します。

〇他産業や異業種との連携による人材を受入れに向けた取組を進めてもなお不足する人材を確保するため、関係団体等との協議・連携しながら、特定技能制度による外国人材の円滑な受入に向けた環境の整備を推進します。

基本方針２　消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり

１　地産地消と都市と農村の交流促進

(1) 関係人口の創出・拡大

〇都市と農村の交流を促進するため、農業者自らが取り組む農業体験等の受入、観光農園、修学旅行の受入などのグリーン・ツーリズム事業を推進します。
〇都市住民やインバウンド観光客等を迎えての農作業・加工体験などを行い、地域住民との関係人口の増加を図りつつ、都市と農村の交流を推進します。
〇ふるさと納税返礼品については、農産物は約８割を占めており、ふるさと納税を通じて本市のＰＲを積極的に実施し、関係人口の創出・拡大を図ります。
〇地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実など、観光分野と連携して農泊（農村滞在旅行）の取組を推進します。
〇農道離着陸場の適切な維持管理と有効活用を促進するため、美唄市農道離着陸場運営協議会と連携しながら、クラウドファンディング等による滑走路等の整備により多様な利用拡大を図り、有効利用に努めます。

(2) 食や農業・農村の理解促進

〇農村地域は、文化・歴史の継承、癒しや安らぎを与えてくれる農村景観の形成や農業体験の提供など多面的な機能を有していることから、生産者と消費者の関わりや食と農についての理解を深める機会の充実等により、市民の理解増進を図ります。
〇地域ごとに特色のある農業・農村の魅力を、ホームページやＳＮＳなどを通じて発信する取組を推進します。
〇小中学生や高校生、都市住民などが、本市の食や農業に対する理解を深める学習機会の充実に向けた取組を推進します。
〇地域住民や子どもたちが農村地域の景観や生態系保全の役割を理解する機会として、例えば、市内のイベント等によるドジョウの展示や北海幹線用水路ウォーキングなどにより、農業・農村の理解促進を図ります。

(3) 地産地消の取組

〇市内で開設されている「ぴぱま～と」や「アンテナショップＰｉＰａ」などの農産物直売所のＰＲ支援等を行い、地元で取れた農産物を地元で消費する地産地消の取組を推進します。
〇農業者が農産物直売所等による消費者との交流機会の拡充を図るとともに、情報発信により安全・安心な農産物の理解を深めてもらい、信頼関係の構築を図ります。

○また、市内外のイベント販売を通じて、安全・安心で美味しい美唄産農産物の認知度向上に努め、消費者の信頼確保、消費拡大を推進します。

(4) 食農教育の推進・実践

○「スポーツ健康都市宣言」を踏まえ、栄養バランスを考えた食事や基本的な生活習慣を身につける機会を充実させる取組を支援します。
○北海道美唄尚栄高校や大学等の教育機関と連携し、本市の地域特性や優位性を生かしながら、食と農、健康を連動させた取組を推進します。
○農業を基幹産業とする本市の地域特性と地域資源を最大限に活用し、食・農業に関する知識と選択力を習得しつつ、豊かで健全な食生活を実践できるよう、関係団体と連携しながら「美唄市食育推進計画」に基づき、市内小学校における農業体験や学校給食など、「グリーン・ルネサンス推進事業」により本市農業の理解を深めるための取組を推進します。
○食育ネットワークの活動を通じて農業者と関係団体や市民が一体となって、農産物・食品の生産に込められた思いや創意工夫等について理解を深めつつ、地元産農産物を地域で積極的に選択される状況を創り出す取組を推進します。

2 環境と調和した農業の推進

(1) 安全・安心な農産物の生産

○クリーン農業に対する農業者や流通・販売事業者、消費者の理解の促進や、地域の条件に即し安定したクリーン農産物の生産に向けた農業技術の普及、クリーン農業に取り組む産地の拡大などを推進します。
○有機農業への参入・転換の促進や経営の安定化、有機農産物等に対する理解の醸成や販路の確保などにより有機農業の拡大を推進します。
○農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を意識的に行うことで農作業事故や食品安全上のリスクを低減できる農業生産工程管理（ＧＡＰ）の実践を推進します。

(2) 環境保全効果の高い営農活動の促進

○環境保全型農業直接支払交付金を活用して、化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と併せて行うカバークロップやフェロモントラップの設置、冬期湛水管理などの営農活動に対して支援を行い、環境負荷を軽減する生産活動を促進します。
○農業用廃プラスチックの適正処理や環境への影響に配慮した適正施肥、家畜排せつ物の適正管理などの環境負荷低減に向けた取組を推進します。

(3) 雪冷熱エネルギーの活用

○雪冷熱エネルギーによる農産物を貯蔵することを通じて、農産物・食品の熟成、長期間の鮮度保持、低温乾燥加工等により、糖度の上昇、旨味の増加、鮮度保持による出荷時期の調節・販売できることが評価されており、農産物のブランド力の向上や端境期出荷による競争力の向上を図ります。

○また、現在、空知工業団地においてホワイトデータセンター構想の事業化が進められている中、雪冷熱エネルギーを活用した食料備蓄拠点構想の実現に向けて、関連する食料品製造業やＡＩ・ＩｏＴを活用するスマート農業に関連する企業等を集積し、新たな産業群の形成を図ります。

(4) 鳥獣による農作物等被害防止対策の推進

○エゾシカなど鳥獣による農業被害を防止するため、「三笠・美唄広域鳥獣被害防止計画」に基づき、北海道猟友会美唄支部や関係機関・団体との連携により、「箱わな」等による捕獲やＩＣＴを活用した技術を導入するほか、多面的機能支払制度の活用による地域保全団体の駆除など、被害防止対策の強化を図ります。

○また、空知農業改良普及センター等の関係機関・団体との連携により、宮島沼に飛来するマガンによる小麦食害対策を実施します。

○地域おこし協力隊制度の活用により、鳥獣被害防止対策等の強化を図るとともに、ジビエの利活用を促進します。

3　農村環境の整備

(1) 多面的機能の発揮促進

○農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払制度の活用により、地域の共同保全活動に係る支援を行い、排水路や農道等の整備、鳥獣被害防止等の地域資源の適切な保全管理を推進します。

(2) 中山間地域における農業生産活動の維持

○中山間地域は、平地地域と比較して農業の生産条件が不利であることから、中山間地域等直接支払制度を活用し、共同での草刈や側溝清掃等、急傾斜地等における農業生産活動（例えば、農地法面、水路、農道等の補修）を継続するための取組を支援します。

第６章　推進体制

〇このビジョンに基づく施策の推進に当たっては、市はもとより、農業者、農業関係機関・団体などがそれぞれの役割を果たし、連携しながら一体となって取り組むとともに国や北海道に対しても、各種施策に対する支援を求め、総合的な対策を講ずることとします。

＜役割分担＞

１　農業者・地域の農業者団体

〇安全・安心な農産物の生産及び供給
〇消費者が農業と触れ合う場の提供のほか、農業・農村を理解する機会の提供
〇農地・農村環境の保全・有効利用　など

２　消費者や教育・観光関係者

〇農業・農村と触れ合う地域農業や地産地消に対する理解の醸成
〇家庭における食育の推進　など

３　農業関係機関・団体・事業者

〇農業経営の支援
〇営農環境の整備、改善支援
〇農業者との連携による農産物の付加価値の向上
〇農産物の販路拡大　など

４　美唄市

〇農業振興施策の企画立案・展開
〇農業関係団体等との連携による農業者への支援
〇農業・農村環境への市民理解の醸成に向けた取組の推進
〇農業振興に関する情報の発信
〇国や北海道との連絡調整　など

＜進行管理＞

〇本ビジョンに基づき実施する各事業について、「ＰＤＣＡサイクル」の考え方を踏まえ、美唄市農業振興協議会において、毎年、進捗状況や点検評価を行います。
〇なお、社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、美唄市農業振興協議会の意見を聴いて、計画の見直しなど必要な措置を行うこととします。

統計資料

1　農家戸数の推移（農林業センサス）

区　　分				単位	美唄市					空知総合振興局	北海道
					平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
総農家数				戸	1,115	922	790	685	560	6,600	37,594
	販売農家			戸	1,029	818	681	593	486	5,596	32,232
		主業農家		戸	729	623	502	425	－	－	－
		準主業農家		戸	87	57	67	52	－	－	－
		副業的農家		戸	213	138	112	116	－	－	－
		専業農家		戸	301	240	285	334	－	－	－
		比　率		%	29.3	29.3	41.8	56.3	－	－	－
		兼業農家	第1種兼業	戸	556	479	296	178	－	－	－
			比　率	%	54.0	58.6	43.5	30.0	－	－	－
			第2種兼業	戸	172	99	100	81	－	－	－
			比　率	%	16.7	12.1	14.7	13.6	－	－	－
	自給的農家			戸	86	104	109	92	74	1,004	5,362
土地持ち非農家				戸			174	115	－	－	－

・農　　家　　調査基準日の2月1日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯
・販売農家　　経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売額が50万円以上の農家
・自給的農家　　経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売額が50万円未満の農家
・主業農家　　農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
・準主業農家　　農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
・副業的農家　　65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家
・専業農家　　世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用に従事した者又は調査期日前1年間販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家
・兼業農家　　世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
・第1種兼業農家　　農業所得を主とする兼業農家
・第2種兼業農家　　農業所得を従とする兼業農家
・土地持ち非農家　　農家以外で耕地及び耕作放棄地をあわせて5アール以上所有している世帯

2　耕地面積の推移（農林水産統計年報）

単位：ha

年 次	計	田	畑			
			畑計	普通畑	樹園地	牧草地
平成12年	9,470	8,770	699	535	35	129
平成17年	9,460	8,760	694	538	24	132
平成22年	9,450	8,750	695			
平成27年	9,420	8,730	690			
令和2年	9,410	8,720	690			

3　経営耕地面積別経営体数（農林業センサス）

単位：戸・経営体、%

分	年 次	計	1ha未満	1～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha以上	耕地なし
美唄市	平成12年	1,115	83	248	325	324	39	9	1	
	構成比	100.0	7.5	22.2	29.1	29.1	3.5	0.8	0.1	
	平成17年	820	45	151	227	323	55	16	3	
	構成比	100.0	5.5	18.4	27.7	39.4	6.8	1.9	0.3	
	平成22年	709	44	106	127	279	102	20	8	23
	構成比	100.0	6.2	15.0	17.9	39.4	14.4	2.8	1.1	3.2
	平成27年	620	37	86	84	220	127	33	9	24
	構成比	100.0	5.9	13.9	13.5	35.5	20.5	5.3	1.5	3.9
	令和2年	518	32	54	67	172	129	40	10	14
	構成比	100.0	6.2	10.4	13.0	33.2	24.9	7.7	1.9	2.7
空知総合振興局	令和2年	5,910	332	800	1,046	1,767	1,038	597	245	85
	構成比	100.0	5.6	13.6	17.7	29.9	17.6	10.1	4.1	1.4
北海道	令和2年	34,913	2,270	4,992	4,080	6,280	4,778	5,848	5,794	871
	構成比	100.0	6.5	14.3	11.7	18.0	13.7	16.7	16.6	2.5

・経営耕地面積　　経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたものの（自作地）に借りている耕地(借入耕地)を加えたもの
・農業経営体　　経営耕地規模が30アール以上の農家や農作業の受託事業を行う者

４　経営耕地の状況(農林業センサス)

①　経営耕地の状況

令和2年　　単位：経営体、ha

	所有地（田、畑、樹園地）		田		畑(樹園地除く)		樹園地	
	経営体数	所有面積	経営体数	所有面積	経営体数	所有面積	経営体数	所有面積
美唄市	504	8,374	467	7,741	307	609	36	24
空知総合振興局	5,825	102,841	4,863	74,477	4,269	27,968	174	396
北海道	34,042	1,028,421	14,527	180,616	29,514	845,422	1,109	2,384

②　借入耕地のある経営体数と借入面積

令和2年　　単位：経営体、ha

	借入耕地							
	合計		田		畑(樹園地除く)		樹園地	
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
美唄市	137	1,053	125	989	32	64	2	1
空知総合振興局	2,219	19,576	1,713	13,122	1,078	6,405	25	49
北海道	15,951	257,155	5,257	41,288	12,702	215,612	126	254

５　主要作物生産状況(農林水産統計年報、農政課調べ)

単位：ha、kg、 t

年次	水稲			大豆		
	作付面積(ha)	10ａ当り収量（ｋｇ）	収穫量(t)	作付面積(ha)	10ａ当り収量（ｋｇ）	収穫量(t)
平成27年	3,930	585	23,000	1,470	283	4,160
平成28年	3,570	559	19,900	1,590	211	3,350
平成29年	3,460	576	19,900	1,610	260	4,180
平成30年	3,480	497	17,300	1,600	203	3,250
令和元年	3,340	601	20,100	1,570	236	3,700

年次	小麦計			うち秋まき小麦			うち春まき小麦		
	作付面積(ha)	10ａ当り収量（ｋｇ）	収穫量(t)	作付面積(ha)	10ａ当り収量（ｋｇ）	収穫量(t)	作付面積(ha)	10ａ当り収量（ｋｇ）	収穫量(t)
平成27年	2,030	512	10,400	1,650	535	8,810	382	408	1,560
平成28年	2,050	413	8,460	1,700	436	7,410	348	300	1,050
平成29年	1,990	437	8,680	1,620	470	7,610	369	290	1,070
平成30年	1,980	278	5,500	1,660	287	4,760	319	233	743
令和元年	2,070	433	8,970	1,730	440	7,590	348	397	1,380

年次	アスパラガス			ハスカップ			たまねぎ		
	作付面積(ha)	10ａ当り収量（ｋｇ）	収穫量(t)	作付面積(ha)	10ａ当り収量（ｋｇ）	収穫量(t)	作付面積(ha)	10ａ当り収量（ｋｇ）	収穫量(t)
平成27年	40	233	93	13	277	36	49	5,150	2,520
平成28年	37	186	69	13	277	37	49	4,480	2,190
平成29年	33	167	55	13	169	22	43	4,390	1,890
平成30年	27	174	47	13	208	27	52	3,350	1,750
令和元年	26	142	37	12	142	17	42	4,260	1,790

６　水稲の現状(農政課調べ)

①品種別作付割合　　単位：ha

年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
水稲作付面積計	4,217	100.0 %	3,798	100.0 %	3,838	100.0 %	3,826	100.0 %	3,863	100.0 %
ななつぼし	1,897	45.0 %	1,710	45.0 %	1,550	40.4 %	1,576	41.2 %	1,683	43.6 %
ゆめぴりか	660	15.7 %	687	18.1 %	708	18.4 %	844	22.1 %	704	18.2 %
きらら３９７	298	7.1 %	213	5.6 %	232	6.0 %	256	6.7 %	328	8.5 %
おぼろづき	435	10.3 %	399	10.5 %	370	9.6 %	356	9.3 %	313	8.1 %
ふっくりんこ	424	10.1 %	355	9.3 %	294	7.7 %	270	7.1 %	278	7.2 %
そらゆたか	0	0.0 %	0	0.0 %	0	0.0 %	127	3.3 %	199	5.2 %
えみまる	0	0.0 %	0	0.0 %	0	0.0 %	0	0.0 %	71	1.8 %
その他	503	11.8 %	434	11.5 %	684	17.9 %	397	10.3 %	287	7.4 %

②直播面積の推移

単位：ha

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
面　積	206	232	273	290	490

７　農産物販売金額規模別経営体数（農林業センサス）

単位:戸・経営体、%

区　分	年　次	計	販売なし	～100万円	～300万円	～500万円	～1,000万円	～5,000万円	5,000万円以上
美唄市	平成12年	1,029	47	105	123	107	321	325	1
	構成比	100.0	4.6	10.2	11.9	10.4	31.2	31.6	0.1
	平成17年	820	9	78	64	100	260	308	1
	構成比	100.0	1.1	9.5	7.8	12.2	31.7	37.6	0.1
	平成22年	709	44	63	60	54	207	278	3
	構成比	100.0	6.2	8.9	8.5	7.6	29.2	39.2	0.4
	平成27年	620	33	59	51	44	151	279	3
	構成比	100.0	5.3	9.5	8.2	7.1	24.4	45.0	0.5
	令和2年	518	20	46	27	38	110	273	4
	構成比	100.0	3.9	8.9	5.2	7.3	21.2	52.7	0.8
空知総合振興局	令和2年	5,910	193	387	377	410	1,010	3,311	222
	構成比	100.0	3.3	6.5	6.4	6.9	17.1	56.0	3.8
北海道	令和2年	34,913	1,372	2,325	2,302	2,017	4,274	16,504	6,119
	構成比	100.0	3.9	6.7	6.6	5.8	12.2	47.3	17.5

８　農業従事者の推移（農林業センサス）

単位:人、%

	年　次	計	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
美唄市	平成12年	2,797	256	303	597	586	628	427
	構成比	100.0	9.1	10.8	21.3	21	22.5	15.3
	平成17年	2,304	199	184	406	591	451	473
	構成比	100.0	8.6	8	17.6	25.7	19.6	21
	平成22年	1,930	148	188	238	495	399	462
	構成比	100.0	7.7	9.7	12.3	25.6	20.7	24
	平成27年	1,646	119	165	190	328	455	389
	構成比	100.0	7.2	10	11.6	19.9	27.7	23.6
	令和2年	1,259	39	113	197	243	391	276
	構成比	100.0	3.1	9	15.6	19.3	31.1	21.9
空知総合振興局	令和2年	14,427	499	1,546	2,056	2,627	4,028	3,671
	構成比	100.0	3.5	10.7	14.3	18.2	27.9	25.4
北海道	令和2年	87,427	3,706	10,417	13,744	16,282	23,157	20,121
	構成比	100.0	4.3	11.9	15.7	18.6	26.5	23.0

・基幹的農業従事者　　自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいいます。

９　雇用労働雇入れ農家数と人数（農林業センサス）

単位：戸・経営体、人日

区　分	年　次	経営体	常　雇			臨　時　雇		
			雇入れた農家数	実人数	延べ人日	雇入れた農家数	実人数	延べ人日
美唄市	平成22年	709	21	45	8,184	306	1,929	23,334
	平成27年	620	26	130	8,068	295	1,674	22,257
	令和2年	518	9	99	2,483	147	682	9,108
空知総合振興局	令和2年	5,910	381	1,172	208,493	2,034	16,036	303,783
北海道	令和2年	34,913	3,925	15,430	3,289,221	10,715	93,985	2,205,010

１０　組織形態別経営体数（農林業センサス）

単位：経営体

年次	区分	合計	法人化している						地方公共団体・財産区	法人化していない	うち個人経営体
			法人小計	農事組合法人	会社			その他			
					株式会社	合名・合資会社	合同会社				
平成27年	美唄市	620	34	1	31	－	1	1	2	584	565
	空知総合振興局	7,157	480	33	368	－	20	59	12	6,665	6,605
	北海道	44,503	4,165	296	3,178	17	88	586	136	40,202	39,821
令和2年	美唄市	518	55	3	46	－	4	2	0	463	454
	空知総合振興局	5,910	586	36	483	2	29	36	11	5,446	5,403
	北海道	34,913	4,557	236	3,738	13	168	402	113	33,005	32,744
増減率（%）	美唄市	△ 16.5	61.8	200.0	48.4	-	300.0	100.0	△ 100.0	△ 20.7	△ 19.6
	空知総合振興局	△ 17.4	22.1	9.1	31.3	-	45.0	△ 39.0	△ 8.3	△ 18.3	△ 18.2
	北海道	△ 21.5	9.4	△ 20.3	17.6	△ 23.5	90.9	△ 31.4	△ 16.9	△ 17.9	△ 17.8

１１　荒廃農地の推移（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査）

単位：　ｈａ

年次	面積
平成28年	2.7
平成29年	7.1
平成30年	3.8
令和元年	3.8
令和2年	0.8

・荒廃農地　　現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている土地

１２　農業生産関連事業を行っている農家の事業種類別農家数（農林業センサス）

単位：経営体　（複数回答）

区分	年　次	総戸数	取り組み農家数	農産加工	直　販	貸農園・体験農園	観光農園	農家民宿	農家レストラン	その他	
											農作業受託
美唄市	平成22年	709	103	10	90	11	6	8		2	
	平成27年	620	87	9	82	7	6	5			
	令和2年	518	52	23	28	1	5	2		5	
空知総合振興局	令和2年	5,910	531	178	296	19	34	41	13	65	
北海道	令和2年	37,913	2,740	1,165	1,346	103	207	117	115	410	

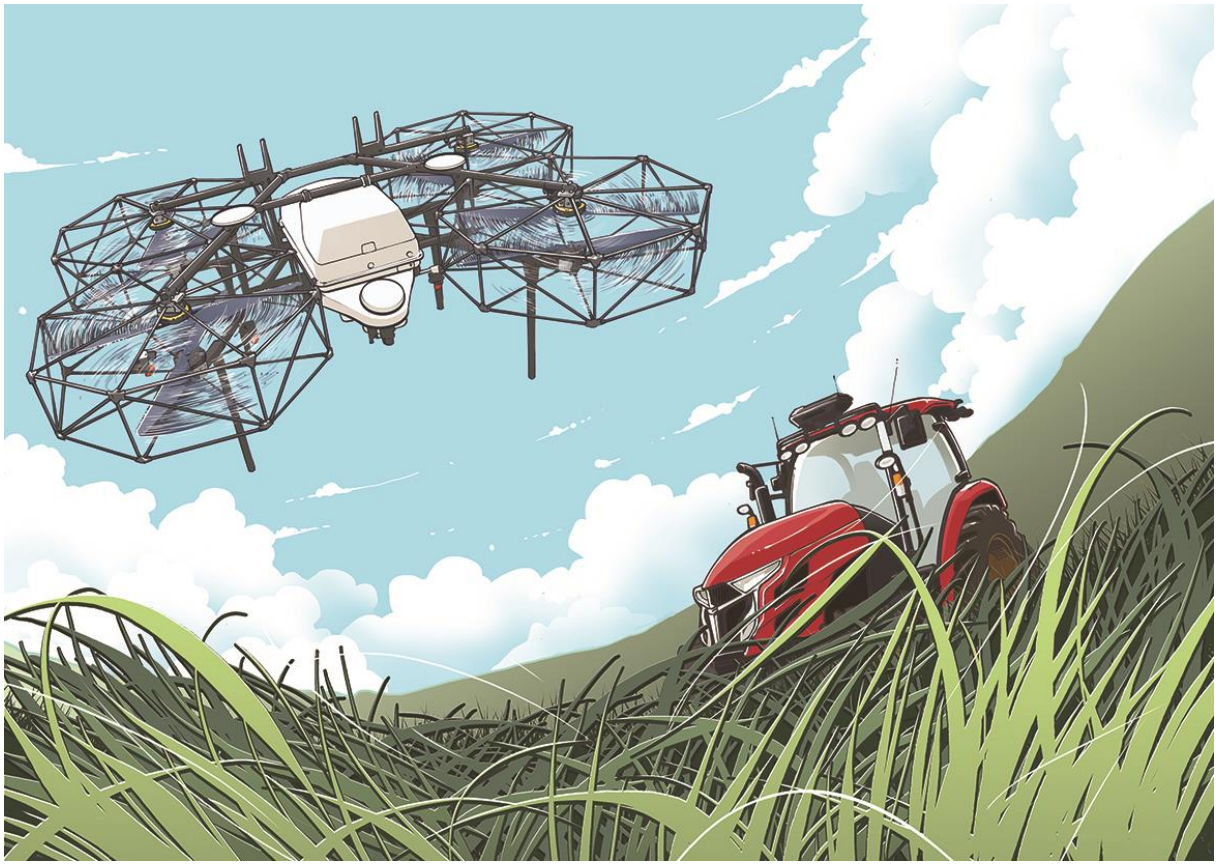

©地域おこし協力隊　坂　正徳

美唄市農業ビジョン（第３次）

～いのちを育む力強い農業が営まれ、
安全・安心な農産物を作るとともに、
多様な機能を有する活力ある農業・農村づくり～

令和３年（２０２１年）３月発行
編集・発行　美唄市経済部農政課
〒０７２－８６６０北海道美唄市西３条南１丁目１番１号
電話０１２６－６２－３１３１　ＦＡＸ０１２６－６２－１０８８
＜美唄市ホームページ＞http://www.city.bibai.hokkaido.jp/